

魚沼市地域防災計画

【風水害対策編】



魚 沼 市 防 災 会 議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の趣旨等	1
第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 魚沼市の自然条件	11
第4節 魚沼市の社会条件	13
第5節 被害想定と過去の主な災害	15
第2章 災害予防対策	17
第1節 防災教育計画	17
第2節 防災訓練計画	19
第3節 自主防災組織育成計画	20
第4節 防災まちづくり計画	22
第5節 集落孤立対策計画	24
第6節 道路・橋梁等の風水害対策	25
第7節 土砂災害予防計画	26
第8節 河川の災害予防計画	28
第9節 農地・農林業用施設等の災害対策	29
第10節 防災通信施設の整備と風水害対策	30
第11節 ガスの風水害対策	31
第12節 上水道の風水害対策	32
第13節 下水道の風水害対策	33
第14節 危険物等施設の風水害対策	34
第15節 火災予防計画	37
第16節 水防管理団体の体制整備	38
第17節 廃棄物処理体制の整備	39
第18節 救急・救助体制の整備	40
第19節 医療救護体制の整備	41
第20節 避難体制の整備	42
第21節 要配慮者の安全確保計画	44
第22節 食料・生活必需品等の確保計画	46
第23節 学校の風水害対策	48
第24節 文化財の風水害対策	50
第25節 ボランティア受入れ体制の整備	51
第26節 市の業務継続計画	52
第3章 災害応急対策	53
第1節 市の防災体制	53
第2節 防災関係機関の相互協力体制	63
第3節 気象情報等伝達計画	65
第4節 洪水予報・水防警報・土砂災害警戒情報等の伝達計画	67
第5節 災害時の通信確保計画	69
第6節 被災状況等収集伝達計画	70
第7節 広報計画	71

第8節 避難計画	73
第9節 避難所運営計画	77
第10節 自衛隊の災害派遣計画	80
第11節 輸送計画	82
第12節 消火活動計画	84
第13節 水防活動計画	86
第14節 救急・救助活動計画	88
第15節 医療救護活動計画	89
第16節 防疫及び保健衛生計画	91
第17節 こころのケア対策計画	93
第18節 廃棄物の処理計画	94
第19節 トイレ対策計画	96
第20節 食料・生活必需品等供給計画	97
第21節 要配慮者の応急対策	99
第22節 学校等における応急対策	100
第23節 文化財応急対策	102
第24節 障害物の処理計画	103
第25節 遺体等の捜索・処理・埋火葬計画	104
第26節 愛玩動物の保護対策	106
第27節 ガスの安全・供給対策	107
第28節 給水・上水道施設の応急対策	108
第29節 下水道施設の応急対策	110
第30節 危険物等施設の応急対策	111
第31節 道路・橋梁等の応急対策	112
第32節 土砂災害・斜面災害応急対策	114
第33節 河川の応急対策	115
第34節 農地・農林業用施設等の応急対策	116
第35節 農林水産業応急対策	117
第36節 商工業応急対策	120
第37節 応急住宅対策	121
第38節 ボランティアの受入れ計画	123
第39節 義援金の受入れ・配分等	124
第40節 建物等の被害調査	125
第41節 災害救助法による救助	126
第4章 災害復旧・復興	128
第1節 民生安定化対策	128
第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	132
第3節 公共施設等災害復旧対策	134
第4節 災害復興対策	136

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成及び内容

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下、本節において「法」という。）第42条の規定に基づき魚沼市防災会議が策定する魚沼市地域防災計画のうち、風水害等に関する計画であり、市の地域における風水害等への対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、地域内の防災関係各機関の協力を含めた総合的かつ基本的な性格を有するものである。

なお、魚沼市地域防災計画は、「風水害対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成し、この計画に定めのない事項は、新潟県地域防災計画に準ずる。

3 関連計画との整合

この計画の策定に当たっては、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「魚沼市水防計画」（平成27年3月）と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧復興対策の推進体制を整える。

6 共通用語等

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項関係）

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第49条の10関係）

(3) 地区防災計画

地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。(法第42条第3項及び第42条の2関係)

(4) 避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

(5) 指定緊急避難場所

避難場所のうち市が指定したもの。(法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係)

(6) 避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

(7) 指定避難所

避難所のうち市が指定したもの。(法第49条の7及び第49条の8関係)

(8) り災証明書

災害により被災した住宅等について、その被害の程度を証明したもの。(法第90条の2関係)

(9) 被災者台帳

被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。(法第90条の3関係)

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

(1) 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たっては、自助、共助、公助それぞれが果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、自助、共助、公助が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

ア 自助の推進

- (ア) 住民、企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
- (イ) 住民、企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (ウ) 市及び県は、住民、企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 共助の推進

- (ア) 住民、企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- (イ) 住民は、その居住地域における安全確保のために相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (エ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
- (オ) 市及び県は、住民及び企業等による安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 公助の推進

- (ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟

- d 市、県及び国の研修機関等の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
- e ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化
- f 災害対応業務の標準化
- g 平常時から緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築
- h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての公共用地・国有財産の有効活用

- (イ) 市、県及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (ウ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期つき雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (エ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (オ) 市、県及び防災関係機関は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (カ) 市は、地区住民及び当該地区に事業所を有する事業者から地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を位置付ける。

エ 支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。

また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 複合災害の配慮

降雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ考慮する。

(4) 計画の実効性の確保

県、市及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し、信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

2 住民及び防災関係機関の責務

(1) 住民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

(2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び県民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

市及び市内の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
魚沼市	1 魚沼市防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示（緊急）に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11 被災要配慮者に対する相談、援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する こと 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 に関すること 15 ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること
魚沼市消防本部 (魚沼市消防団)	1 気象注意報、警報等情報の伝達及び収集に関すること 2 被災者の救助に関すること 3 消防活動に関すること 4 消防、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する こと 5 災害時における消防団の情報提供等に関すること
新潟県	1 新潟県防災会議に関すること 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務 の実施についての総合調整に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難の勧告及び指示に関すること 7 市町村の実施する避難準備・高齢者等避難開始の発令に係る情報 提供・技術的支援に関すること 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助 に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 被災要援護者に対する相談、援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する こと 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること 20 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 21 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する こと

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		22 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 23 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
指定 地方 行政 機関	国土交通省 北陸地方整備局	1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及びこの調査でえられた土砂災害緊急情報の速やかな提供に関すること 2 土砂災害に関わる避難のための立退きの指示等の解除に際し、市町村長からの求めに応じて必要な助言を行うこと
	国土交通省 信濃川河川事務所 堀之内出張所	1 魚野川に関する洪水予報業務及び水防警報に関すること 2 国の管理に属する河川の管理及び維持補修、災害復旧工事の実施に関すること
	国土交通省 長岡国道事務所 小出維持出張所	一般国道17号の管理、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること
	国土交通省 湯沢砂防事務所 破間川出張所	国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内における砂防施設の工事、管理、維持修繕、災害復旧に関すること
	厚生労働省 新潟労働局 小出労働基準監督署	災害時における産業安全確保措置に関すること
	農林水産省 林野庁 関東森林管理局 (中越森林管理署)	1 森林整備による災害防止に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理に関すること 3 災害時における木材(国有林)の払い下げに関すること
	農林水産省 北陸農政局	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
	国土交通省 気象庁 東京管区气象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	環境省 関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する こと 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報 収集に関すること 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の 除去への支援に関すること 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関 する情報収集、提供等に関すること
	国土交通省 国土地理院 北陸地方測量部	1 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用 の支援・協力に関すること 2 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用の支援・協 力に関すること 3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること 4 災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関すること
	自衛隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関するこ と 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応 急救援活動の実施に関すること
指定 公共 機関	東日本電信電話株式 会社新潟支店 株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ 株式会社KDD I ソフトバンク株式会 社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関する こと
	日本赤十字社	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関する こと
	日本放送協会	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	東日本高速道路株式 会社 新潟支社湯沢管理事 務所	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	電源開発株式会社小出電力所	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	東北電力ネットワーク株式会社 魚沼電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運株式会社魚沼支店 ヤマト運輸株式会社 佐川急便株式会社 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便株式会社	災害地における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱い等に関すること
指定地方公共機関	魚沼市土地改良区 大和郷土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関すること
	中越運送株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	放送事業者 18 社	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	株式会社新潟日報社 魚沼総局	災害時における広報活動に関すること
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管	魚沼市森林組合 湯之谷地域森林組合 魚沼漁業協同組合 北魚沼農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること 3 災害時における緊急物資の調達に関すること
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
	小千谷市魚沼市医師会	災害時における医療救護に関すること
	小出郷新聞社 越南タイムズ社	災害時における広報活動に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
南越後観光バス株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
魚沼市内商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する こと
一般社団法人新潟県 建設業協会魚沼支部 魚沼市建設業者会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急資材の運搬に関すること 2 災害救助作業における建設機械の提供、協力に関すること 3 被災状況に関する情報収集に関すること
一般社団法人新潟県 測量設計業協会 魚沼市測量設計業協 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における公共土木施設等の被災状況の調査に関すること 2 公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び 設計に関すること
魚沼市社会福祉協議 会	市災害ボランティアセンター本部の設置に関すること
自治会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における炊き出しの協力に関すること 2 災害時における防疫等の協力に関すること
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の初期防御活動に関すること 2 災害時に活用するための施設及び資器材の整備に関すること

第3節 魚沼市の自然条件

1 地形、地質などの特性

本市は、新潟県南東部に位置し、東部は福島県、南部は南魚沼市及び群馬県、西部は小千谷市及び十日町市、北部は長岡市及び三条市に接しており、行政区域面積 946.76km²、総人口約 36,000 人である。

信濃川の最大の支流魚野川が市の南端部を貫流し、これに水無川、佐梨川、羽根川、破間川などの1級河川が合流している。

(1) 地形

ア 堀之内地域

魚野川と多くの支流からなる扇状地が町の中央に広がり、魚野川を境とするように北部と南部には標高 200m から 400m 程度の山地が点在する。この山地は魚沼丘陵の北端に当たる。

イ 小出地域

魚野川が町を南北に貫流し、これに水無川、佐梨川、羽根川、破間川などの1級河川が合流している。標高 100m 前後の平地部に、これらの河川が扇状地を形成し、魚野川に向かって約百分の1の勾配で傾斜している。

魚野川によって分けられた西側の山地は、魚沼山地と呼ばれ比較的低い、急傾斜地が多く地すべり防止指定地区がある。

ウ 湯之谷地域

新潟県の東南端にあつて、福島県及び群馬県との県境に位置し、平坦地域は、佐梨川流域、只見川流域、北ノ又川流域に散在している。主な平坦地は、佐梨川沿いの小段丘であり、井口新田から大湯までの約 11 km の標高 90m から 350m の河岸段丘に帯状に開けているほか、北ノ又川流域の銀山平地区、只見川流域の鷹ノ巣地区に小規模な平坦地がある。

エ 広神地域

魚沼市の中央部に位置し、村の中央部を北東より南西にかけて破間川が流れ、両側の山地から中小 6 本の河川が破間川を経て魚野川に流入している。

オ 守門地域

守門岳を主峰とし、周囲は越後山脈の支脈によってかこまれている。耕地は守門岳より端を発する西川の両岸に狭く拓けた土地と、破間川の中流に分布する稍広大な平坦地、福山川の流域に開けた盆地からなっており、河岸段丘型で傾斜高低の起伏は複雑である。

カ 入広瀬地域

新潟県の中央東端部に位置し、東は福島県只見町に境をなし、破間川上流域に展開する峡谷形の地域であり、山岳一体は、越後三山只見国定公園になっており、浅草岳、守門岳など 1,000m 以上の山々が 15 座そびえている。

(2) 地質

ア 堀之内地域

平地部においては、河岸段丘と扇状地の堆積物とからなり、砂、礫を主体とした地質構造となっており、また魚沼丘陵は第三紀中新世紀末期から第四紀更新世の地層で構成され、魚野川西側は砂層とシルト層が多く、東側は礫層が主体となっている。

イ 小出地域

平野部においては、河岸段丘と扇状地性の堆積物とからなり、砂、礫を主体とした地質

構造となっている。また、西側の山地は、新第三紀層で砂層とシルト層が多く、魚沼層群といわれている。東側は古生層で粘板岩・チャートからなる。

ウ 湯之谷地域

古生層と第三期層から成り、山岳地帯は花崗岩、石英粗面岩、佐梨川流域の平坦地は砂壤土となっている。

エ 広神地域

破間川の東側は、古生代から中世代にかけての古い岩石が急峻な越後山地を形成し、西側は新世代の新しい岩石がゆるやかな魚沼丘陵を形成している。

中世代の地層は、頁岩や砂岩・チャートなどの堆積岩と白亜紀の花崗岩などからなり、新世代の地層は、下位から新第三紀の松川層、西名層、鮮新世の鳥屋峯層と石峠層、茂沢層・太平峠層、そして第四紀洪積世の吉原層、須原峠層、小庭名層の順に重なっている。

オ 守門地域

破間川を境に左岸の山地はほとんど秩父古生層からなっているが、松川川から破間川上流沿いの山地の一部は花崗岩であり、松川川沿いは砂土である。

右岸では鳥屋ヶ峯から福山新田にかけての山系と西川沿いは、第三紀層の埴土、一部に第四紀層の砂質壤土、西名の付近は洪積層、福山川の下流地帯及び守門岳、藤平山が輝石安山岩からなっている。

破間川中流、須原から赤土まで平坦な耕地は、沖積層の土壌である。

カ 入広瀬地域

古生層と花崗岩類が中心である。

2 気候と気象

(1) 気候

典型的な日本海側気候で、全国有数の豪雪地帯でもある。夏は高温多湿で7月から8月にかけて集中豪雨となることがあり、過去にしばしば水害が発生した。時折南風によるフェーン現象で、気温が35℃を超えることもある。

冬は、西高東低の気圧配置により北西の季節風が強く、一夜にして1m前後の降雪となることもある。

(2) 気象

魚沼市の過去の気象概況は、資料編のとおりである。

第4節 魚沼市の社会条件

1 人口

(1) 人口の推移

令和元年12月31日現在の住民基本台帳による総人口は35,732人であり、昭和60年以降は年々減少している。近年、その傾向が顕著である。

(2) 1世帯当たりの構成人員

1世帯当たりの構成人員は、昭和30年の5.9人を境に減少傾向にあり、核家族化が進んでいると考えられる。

年	人口 (人)	増減 (人)	世帯数	1世帯当たりの 構成人員(人)
昭和25	56,305	-	9,742	5.8
昭和30	61,219	4,914	10,457	5.9
昭和35	60,521	△698	11,264	5.4
昭和40	54,214	△6,307	11,260	4.8
昭和45	49,689	△4,525	11,310	4.4
昭和50	48,177	△1,512	11,673	4.1
昭和55	48,482	305	12,368	3.9
昭和60	48,009	△473	12,409	3.9
平成2	47,394	△615	12,561	3.8
平成7	46,490	△904	12,968	3.6
平成12	45,386	△1,104	13,393	3.4
平成17	43,555	△1,831	13,626	3.2
平成22	40,361	△3,194	13,019	3.1
平成27	37,352	△3,009	12,833	2.9

資料：国勢調査

2 土地の利用状況

市の大部分が山林、原野、雑種地で占められている。

年	総面積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	宅地 (ha)	池沼 (ha)	山林 (ha)	原野 (ha)	雑種地 (ha)
平成24	94,693.0	3,717.9	928.7	913.8	945.1	19,072.6	1,184.3	67,930.6
平成25	94,693.0	3,717.6	928.9	914.2	944.8	16,882.5	1,183.6	70,121.4
平成26	94,693.0	3,715.9	925.9	917.2	944.9	16,819.1	1,179.1	70,190.9
平成27	94,676.0	3,710.9	926.4	919.8	944.6	16,856.8	1,184.3	70,133.1
平成28	94,676.0	3,708.3	924.8	928.4	944.2	16,947.1	1,186.3	70,036.9
平成29	94,676.0	3,707.0	916.7	928.8	944.0	17,271.3	1,199.8	69,708.4
平成30	94,676.0	3,683.9	913.5	940.5	944.2	17,274.8	1,207.6	69,711.6
平成30 の構成比	-	3.9%	1.0%	1.0%	1.0%	18.2%	1.3%	73.6%

資料：固定資産の価格等の概要調査

3 産業

産業別の就業者数は、全国平均に比べ第1次産業、第2次産業の比率が高いが、農家人口の減少に伴い、年々第1次産業の比率が低下し、第3次産業の比率が高くなってきている。

	第1次産業 (人)	第2次産業 (人)	第3次産業 (人)	計 (人)
平成2	3,237	11,271	10,693	25,201
平成7	2,719	10,919	11,291	24,929
平成12	2,316	9,796	11,418	23,530
平成17	2,574	8,620	11,466	22,660
平成22	2,184	6,690	10,945	19,819
平成27	1,803	6,399	10,696	18,898

資料：国勢調査

第5節 被害想定と過去の主な災害

1 災害の想定

(1) 浸水想定

県は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。本市の浸水想定区域は、次のとおりである。

種類	算出の前提となる降雨	作成主体（指定年月日）
破間川	破間川流域の2日間総雨量 721mm	新潟県 (平成29年6月13日)
羽根川	羽根川流域の2日間総雨量 935mm	
魚野川	魚野川流域の2日間総雨量 628mm	国土交通省北陸地方整備局 信濃川河川事務所 (平成28年5月30日)
佐梨川	佐梨川流域の2日間総雨量 905mm	新潟県 (平成31年3月27日)
三用川	三用川流域の2日間総雨量 938mm	新潟県 (令和元年11月15日)
西川	西川流域の2日間総雨量 937mm	新潟県 (令和元年12月25日)
田河川	田河川流域の2日間総雨量 936mm	新潟県 (令和2年3月6日)

(2) 土砂災害

県は、土砂災害防止法に基づき土砂災害のおそれのある区域を調査し、土砂災害警戒区域及土砂災害特別警戒区域を指定している。

本市においては、令和2年1月31日現在、799箇所の土砂災害警戒区域、487箇所の土砂災害特別警戒区域が指定されている。

なお、雪害については、別に定める「魚沼市豪雪災害対応マニュアル」によるものとする。

2 災害の発生傾向

(1) 大雨・台風等による洪水災害

過去の大水害から見ても、短時間に集中して降雨があった場合に災害が発生している。魚野川及び支流の破間川、佐梨川などの上流部で集中豪雨があった場合は、特に警戒しなければならない。平成23年7月新潟・福島豪雨の雨量と水位は次のとおりである。

7月27日から30日にかけて、新潟県と福島県会津を中心に大雨となった。特に、28日から30日にかけては、前線が朝鮮半島から北陸地方を通過して関東の東に停滞し、前線に向かって非常に湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となって、新潟県と福島県会津を中心に記録的な大雨となった。

時間雨量で浅草岳が78.0ミリ(29日18時)、大湯が66.0ミリ(30日3時)、入広瀬が53.5ミリ(30日3時)と非常に激しい雨が降り、降り始めからの雨量が浅草岳で802.0ミリ、入広瀬で469.5ミリ、大湯で430.5ミリを記録した。また、水位は、堀之内観測所で30日5時40分に観測史上最高水位となる85.31mを記録した。

(2) 融雪による地すべり災害

地すべり等危険地帯を多く抱えているため、春先は雪融けによる地盤の緩みから地すべり災害の発生が予想される。

(3) 梅雨前線等に伴う異常豪雨による地すべり災害

地すべり危険地帯を多く抱えているため6月中旬から7月中旬にかけての梅雨前線に伴う異常豪雨、秋雨前線に伴う長雨による地盤の緩みで地すべり災害の発生が予想される。

3 過去の主な災害

近年における被害の大きい自然災害は、魚野川の水害及び山間部における地すべり等である。

水害の原因は、小出地区の中心部で魚野川が狭窄していたため流水の疎通能力を阻害し、しかもそのすぐ上流部に佐梨川が合流しているためである。そのほか板木川が短時間の豪雨でも原虫野地区で溢水し、水田が冠水するなどの被害をもたらしたことがある。

魚野川では、昭和36年3月の直轄区域編入以降、国土交通省が改修工事を進めており、平成5年10月に小出島地区概成や排水機場の整備、平成22年に小出駅裏の築堤、破間川合流地点の右岸下流域の河道掘削、平成23年からは下島、竜光地区における堤防の断面不足箇所の整備に着手するなど治水対策を進めている。このほか佐梨川、破間川、板木川等も県により河川改修事業、砂防事業が進められてきた。

土砂災害については、昭和44年に水沢地区で大規模な地すべりが発生し、多数の死傷者をだしている。市では広大な山地を有している関係上、地すべり危険箇所、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、崩壊土石流危険地区等多数の土砂災害危険箇所所有している。これら危険地区では防災施設整備を進めるとともに、地すべり巡視等を行ってきた。

第2章 災害予防対策

第1節 防災教育計画

■計画の方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、自然災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、地域防災力の基盤となる住民、事業所の「自助」、「共助」を促進する。

1 学校における防災教育

(1) 教職員に対する防災教育

校長は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

(2) 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

2 住民への防災教育

市は、住民の防災知識の普及・啓発として、次の対策を実施する。

(1) 啓発用リーフレットの作成・配布

(2) 有識者による研修会・講演会の開催

(3) 公民館等の社会教育施設における防災に関する学習講座

(4) ハザードマップによる地域の危険度等の周知

なお、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

3 職員等への防災教育

市は、職員研修等の機会を通じて、職員への防災教育や防災担当者の人材育成を実施する。また、消防団員についても、防災教育・研修を実施し防災力の向上を図る。

4 水害に関する防災教育

市は、水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発を行う。

5 要配慮者及び保護責任者等の防災教育

市は、要配慮者及び保護責任者等に対し、防災教育を実施する。

ア 要配慮者本人及び家族の防災学習

風水害対策編

第2章 災害予防対策

第1節 防災教育計画

- イ 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
- エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等の防災学習）

第2節 防災訓練計画

■計画の方針

住民、市、防災関係機関それぞれが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるように、防災に関する意識の啓発と知識の向上を図るため、実践的な防災訓練を実施する。

1 市の防災訓練

市は、災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、住民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、災害に対する知識の向上のため、住民参加による防災訓練を計画し、実施する。

また、ボランティア団体等と連携を図ることとする。

(1) 市総合防災訓練

災害発生時における応急対策等を適切に行うため、大規模災害を想定し住民、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア団体等が幅広く参加する防災訓練を、原則として年1回、実施する。

なお、訓練終了後には、参加者の意見交換等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、反省点を踏まえた上で、次年度の訓練に反映する。

(2) 地域における防災訓練

市は、平成16年に発生した中越大震災を忘れないために、10月23日を「防災の日」と定め、住民の避難、安否確認、避難行動要支援者の避難支援等について、自主防災組織・自治会主体で地域における防災訓練を実施する。

(3) その他の訓練

市は、次の訓練を実施する。

ア 避難行動要支援者の参加に重点を置く住民避難誘導訓練

イ 地域の実情に応じた、情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援

ウ 平常時からの避難所運営訓練等の実施

エ 備蓄を活用した訓練（災害食試食等）

2 学校の防災訓練

校長は、学校防災計画等に基づき、大規模災害発生時に安全、迅速に避難できるよう、登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して、防災訓練を実施する。

なお、中学校にあっては、地域社会の一員として生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

第3節 自主防災組織育成計画

■計画の方針

大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。このため、住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を図る。

なお、自主防災組織の活動内容は、概ね次のとおりである。

平常時の活動	情報の収集伝達体制の整備 防災知識の普及及び防災訓練の実施 防災用資機材等の整備及び管理 避難行動要支援者に係る情報収集・共有及び個別支援計画の作成
災害時の活動	初期消火の実施 地域内の被害状況等の情報収集 救出救護の実施及び協力 地域住民に対する避難勧告・指示等の情報伝達 地域住民に対する避難誘導 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 給食・給水及び救助物資等の配分

1 自主防災組織の結成促進

市は、自治会単位に自主防災組織を結成するよう働きかける。

2 自主防災組織育成のための活動支援

市は、自主防災組織の育成のため、次の支援を実施する。

(1) 防災資機材等の整備支援

市及び県の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を支援する。

(2) 活動計画の策定支援

自主防災活動を実行力あるものとするため、自主防災組織が活動計画を策定するための指導、助言を行う。

(3) 訓練の支援

自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識、技術の習得を支援する。

(4) 自主防災リーダーの養成

地域の自主防災リーダーを養成するため、自主防災組織等への支援を実施する。

特に、防災士の資格取得を促進するため魚沼市防災士育成事業補助金交付要綱等に基づき、補助金を交付する。

3 地区防災計画の策定支援

地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成しこれを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する。

市は、地区防災計画の策定を指導するとともに、地区防災計画の提案を受けた場合、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を位置付ける。

第4節 防災まちづくり計画

■計画の方針

国、県等の関係各機関との密接な連携協力、総合計画、震災復興計画及び都市計画等に基づき、防災観点からの土地利用計画、防災上危険な市街地の改善、被災拡大の緩衝となる緑化推進と緑地保全、宅地造成等の地形改変事業での防災対策の徹底及び災害に強い公共施設の見直しと整備などを進め、総合的な災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

なお、整備にあたっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化や積雪寒冷期に十分対応できる構造及び設備等に配慮する。

1 防災観点からの土地利用計画の策定

市は、防災観点から安全な土地利用計画の策定を行うなど災害に強い防災まちづくりを推進する。

2 防災上危険な市街地の改善

(1) 低地における市街地の浸水対策等の推進

市は、河川等の雨水対策施設の一体的、総合的な整備等により浸水、治水対策を図るよう国、県に要望する。

また、ハザードマップの作成等ハード・ソフトを組み合わせた効果的な施策を国、県と連携を密にして推進する。

(2) 土砂災害危険箇所への防災施設整備の推進

市は、土砂災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備や土砂災害に対する避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策の整備を国、県に要望する。

(3) 木造密集市街地等における市街地整備

市は、木造密集市街地等において、土地区画整理事業等の導入を検討するなど、防災の視点での市街地整備を推進する。

3 市街地における積極的な緑化の推進と緑地の保全

市は、「新潟県緑花推進計画」、「新潟県緑の百年物語」等に基づき、延焼防止機能を持つ緑地の保全、整備や公共施設の緑化を推進する。

4 災害に強い公共施設の整備

市は、国、県と連携して、災害から市街地を守るため、幹線道路、都市公園、河川、水路、下水道、土砂災害防止施設等の計画的な整備を推進する。

(1) 緊急輸送ネットワークの形成

国、県の関係各機関と一体となった災害時の応急対策行動を円滑に行うため、道路を整備し、安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を構築する。

(2) 避難路等のネットワークの形成

道路を整備し避難路、避難場所等のネットワークを形成する。

(3) 避難場所等の整備

公共施設の整備においては、安全な避難場所等としての機能を兼ね備えるよう計画する。

(4) 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備えた避難場所等となるように既設公園の防災化を推進する。新設の公園整備では、防災公園の機能を確保した計画を推進する。

第5節 集落孤立対策計画

■計画の方針

土砂崩れ、雪崩等による交通遮断で孤立状態となることが予想される集落においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

1 孤立予想集落の把握及び住民への周知

市は、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握するとともに、住民へ孤立に備えた備蓄等の促進について周知する。

2 資機材等の確保

市は、孤立予想集落に次の資機材等を整備する。

(1) 通信の確保

災害による有線通信の途絶に備え、衛星携帯電話等の非常用の通信手段を確保する。

(2) 資機材（電源・水源・熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

避難所予定施設の電源、調理用熱源等の整備、必要物資の事前配置等を行う。

(3) 集落内のヘリポート適地の確保

孤立予想集落において、ヘリコプターが着陸可能な空地を選定する。

第6節 道路・橋梁等の風水害対策

■計画の方針

災害発生時における道路機能の確保は、災害発生直後の救急活動や水、食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活維持等、その意義は極めて重要である。

そのため、災害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集し道路機能を確保する体制を整備する。

1 道路・橋梁等の強化

道路管理者は、日常、臨時、定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。

また、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。

2 防災体制の整備

道路管理者は、次のとおり防災体制を整備する。

(1) 情報連絡体制の整備

災害情報や道路情報の収集、伝達、提供のための観測・監視機器（雨量計・ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

(2) 迅速な応急復旧体制の整備

災害時の応援業務に関する協定を締結する一般社団法人新潟県建設業協会魚沼支部や魚沼市建設業者会等と、被災時の迅速で的確な協力を備え、情報連絡体制や応急復旧のための資機材（発動発電機・投光器・初動のための自転車等）の備蓄体制を整備する。

(3) 道路通行規制

異常気象時の道路通行規制に関する基準等（路線又は区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

(4) 道路利用者への広報

災害時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

3 緊急輸送のネットワークの整備

市は、災害時の交通を確保するために、主要な避難路を緊急輸送道路として指定し整備する。

第7節 土砂災害予防計画

■計画の方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流等）による被害を防止するため、土砂災害防止事業を計画的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等を指定し、住民への周知や警戒情報の提供等のソフト対策を実施する。

1 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

(1) 保安林の指定及び整備

国及び県は、森林の維持造成を通じて災害に強い土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定し、保全に努める。

また、地域森林計画に基づき、保安林の整備を計画的に促進し、質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

国及び県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、計画的に進める。

また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し修繕等を行う。

2 砂防事業の実施

県は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。

また、砂防指定地に計画的に砂防設備の整備を進める。

3 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。

指定された区域においては、地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等に計画的に地すべり防止施設の整備を進める。

また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化し、既設の防止施設の点検を定期的に行い、修繕等を行う。

4 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

また、急傾斜地崩壊危険区域に計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

5 土砂災害危険箇所等の調査及び住民への周知

県は、山地災害、地すべり等による土砂災害危険地区及び土砂災害危険箇所を定期的に調査し、土砂災害危険箇所、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置により、住民へ周知する。

6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定する。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、土砂災害特別警戒区域として指定した場合は、以下の措置を講ずる。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可制
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告等による移転者への融資、資金の確保

7 警戒避難体制等の整備

市は、土砂災害に対する警戒避難体制等を整備する。

(1) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の事前周知

土砂災害計画区域等及び土砂災害危険箇所をハザードマップ等により住民へ周知する。

また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても周知する。

(2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに、避難のための情報伝達体制や避難場所等を定めるなど、警戒避難体制を整備する。

(3) 要配慮者利用施設の対策

土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、土砂災害に関する情報等の伝達方法を整備する。

また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、避難確保が必要な施設の名称及び所在地を地域防災計画に定め、避難確保計画の作成のための支援を行う。

当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

(4) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、必要となる住宅の移転促進を図る。

(5) 地すべり防止区域巡視員の設置

県より委託された業務を実施するため地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

第8節 河川の災害予防計画

■計画の方針

洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。

1 洪水への防災対策

河川管理者は、次の防災対策を実施する。

- (1) 施設及び災害危険箇所の点検、調査等
各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修、等を計画的に実施する。
市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。
- (2) 河川管理施設の整備
必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

2 減災対策

- (1) 水防体制の整備
市は、水防管理団体として水防計画を策定し、水防組織の整備、水防資機材の保有、緊急調達、応援要請先及びその手続き等について定める。
- (2) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備
市は、浸水区域内の要配慮者利用施設について、利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。
- (3) 警戒避難体制の整備
市は、洪水ハザードマップ等により避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を住民に周知する。
また、水位情報や避難勧告等の伝達のため、防災行政無線をはじめSNS等の活用など、必要な警戒避難体制を構築する。
- (4) 要配慮者利用施設の対策
市は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合は、情報等の伝達方法を整備する。
また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、避難確保が必要な施設の名称及び所在地を地域防災計画に定め、避難確保計画の作成のための支援を行う。
当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

第9節 農地・農林業用施設等の災害対策

■計画の方針

浸水による被害を防止するため、施設の整備、適切な維持管理を行う。

1 各施設の災害予防対策

施設管理者は、次の災害予防対策を実施する。

- (1) 頭首工、ため池等の農林業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。
- (2) 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農林業用施設等の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所資料の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うため、点検マニュアル等の作成を行う。
- (3) 頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農林業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を迅速かつ的確に集約する手法を整備する。

2 用排水施設の災害予防対策

施設管理者は、農林業用施設の早期復旧と被害の未然防止のため、計画的に改修を推進する。その際には、地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮する。

また、頭首工、樋門、樋管等の農林業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に配慮する。

3 ため池施設の災害予防対策

施設管理者は、老朽化の甚だしいため池、堤体構造に不安のあるため池について、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

第10節 防災通信施設の整備と風水害対策

■計画の方針

災害発生時に、迅速かつ的確な情報の収集伝達を行うため通信施設を確保するとともに、施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策等を講ずる。

1 防災行政無線施設の整備

(1) 同報系無線の整備

市は、同報系無線設備が配置されていない地域等について、その状況を勘案しながら整備を進める。

(2) 移動系無線の整備

市は、市役所と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため、デジタル移動通信システムを整備する。

(3) 防災行政無線施設の運用

市は、無線施設や非常用電源について、定期的な保守点検を実施し、災害時の無線機能確保を図る。

また、防災訓練や定期点検等様々な機会を捉えて、非常通信訓練を実施し、無線運用の習熟を図る。

2 消防無線通信施設の整備

消防救急無線は、周波数別に消防本部単独波、県内共通波、全国共通波がある。

市は、災害時に円滑な消防活動を行うため、無線通信不能地域を解消するための整備を図る。

さらに、広域応援体制による消防活動を円滑に行うため、通信機器の整備を図る。

3 新潟県総合防災情報システムの整備

市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

4 多様な情報伝達手段の確保

市は、フェイスブック、携帯電話メールサービスの活用等、多様な情報伝達手段の確保に努める。

第11節 ガスの風水害対策

■計画の方針

災害発生時に、ガスの供給と安全を確保するため、ガス事業者として施設の安全対策や需要家への啓発活動等を行う。

1 都市ガスの対策

市は、ガス事業者として災害による被害を最小限にとどめると共に、都市ガスによる二次災害を防止するために次の措置を講じる。

(1) ガス供給設備及び需要家ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

- ア 供給設備の可とう性能等向上及び整圧器の水没防止対策を計画的に推進する。
- イ 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- ウ 供給範囲が広い地区については、必要により被害の情報を迅速、正確に収集するためシステムの導入を推進する。
- エ 迅速、確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。
- オ 供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。
- カ 需要家に対してガス設備の風水害対策の強化について広報等による啓発を行う。

(2) 二次災害防止のための措置

- ア 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- イ 災害時に速やかに緊急措置を行う緊急遮断装置付ガスメーターの設置を推進する。

(3) 防災広報活動

需要家に対して次の事項についてあらかじめ周知又は啓発を行う。

- ア 腐食に強く可とう性のあるガス管に更新するなどの災害対策及び対震自動消火装置付火気使用設備・器具の使用
- イ ガス供給停止及び設備の損傷による使用不能の状況に備え、カセットコンロ及びボンベ等簡易な代替器具の備蓄
- ウ 降雪期のガスメーター・配管周辺の除雪
- エ 埋設標の設置
- オ 風水害発生時に取るべき安全措置

(4) 応援協力体制の整備

速やかにガス供給設備及び需要家ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

また、災害による通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

2 LPガスの対策

市は、LPガスの使用者に対して、県及びLPガス事業者と連携し、災害への備えに関する啓発活動や広報等を実施する。

また、都市ガス供給停止区域の医療機関、指定避難所、公共施設等へのLPガス等を緊急的に供給できる体制を整備する。

第12節 上水道の風水害対策

■計画の方針

災害発生に伴う断減水を最小限にとどめるため、施設及び体制面の防災対策を推進する。

1 施設の防災対策

市は、上水道施設について、次の防災対策を実施する。

- (1) 汚水等の混入による二次災害の防止のため緊急遮断弁を配置する。
また、水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認する。
- (2) 配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を推進する。
- (3) 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に防災対策の強化を図る。
- (4) 指定避難所、医療機関、社会福祉施設等の給水装置の耐震、耐寒、逆流防止水弁への更新、普及改修などの広報に努める。

2 防災体制の整備

市は、次の防災体制の整備を実施する。

- (1) 応急給水、応急復旧活動等に必要な人員の確保計画を策定する。
- (2) 被災時からの時系列的な応急給水計画を事前に策定する。
また、給水拠点となる浄水場・耐震性貯水槽等の施設及び給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の必要な資機材の整備を推進する。
- (3) 速やかに供給設備及び宅内設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を確保する応援協力体制を整備する。

3 連絡体制の確立

市は、関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

4 防災広報活動

市は、災害時の活動を円滑に進めるため住民、自治会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

また、医療施設、福祉施設等との連絡体制等をあらかじめ定めておく。

第13節 下水道の風水害対策

■計画の方針

被災した下水道施設の被害状況を一刻も早く把握し、機能を復旧させる体制を整備する。
また、下水道が使用可能となるまでの間に必要となる携帯トイレの備蓄に努める。

1 被害状況の把握及び応急復旧体制の整備

市は、次の体制を整備する。

- (1) 下水道施設を早期に点検するとともに、住民等からの情報を取りまとめ、被災箇所の特定を短時間に完了する体制を整備する。
- (2) 施設の使用の可否を短時間で需要家に対して周知する体制を整備する。
- (3) 仮設資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは応援協定業者から調達できる体制を整備する。

2 緊急体制の整備

市は、関係事業者団体等との災害時の応援協定による緊急体制を整備する。

また、災害による通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

3 災害時における下水道施設等の使用に関する住民への普及啓発

市は、一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び下水道施設等の処理能力の低下による下水道使用の自粛について、普及啓発を図る。

第14節 危険物等施設の風水害対策

■計画の方針

危険物等（危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物・有害物質等の危険物品・放射性物質）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、取扱事業所に対し法令の遵守、保安体制の確立等の指導を行い災害の未然防止を図る。

1 施設における対策

各事業者は、次の措置をとる。

(1) 共通事項

- ア 災害発生時に市、消防本部、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保に努める。
- イ 従業者等に対し、保安教育を行い、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。
- ウ 初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの徹底防止に努める。

(2) 危険物施設

- ア 危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制の確保に努める。
- イ 自衛消防組織等の活動要領を定め、自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤及び油処理剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。
- ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られる体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

- ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全確保に努める。
- イ 製造実態を考慮し危害予防規程の制定、改定を行うとともに、施設の適正な安全確保に努める。
- ウ 保安教育計画及び災害対応について定めるとともに、火薬類の適正な管理に努める。

(4) 高圧ガス製造施設等

- ア 高圧ガス保安法に基づく設備の維持に努めるとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱いの適正化及び危害予防規程の作成等安全管理体制の確立に努める。
- イ 災害発生時において、自主防災活動組織の体制整備に努める。

(5) 毒劇物保管貯蔵施設

- ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
- イ 毒物及び劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定、改正を行うとともに、適正な安全対策を講じる。

(6) 有害物質取扱施設等

- ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康保護に努めるとともに、生活環境の保全に努める。
- イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透及び大気への排出等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

(7) 放射線使用施設

- ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に定める適正な障害防止のための予防措置を徹底し、災害の未然防止を図る。
- イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアルを整備する。

(8) 危険物等積載車両等

- ア 危険物等を積載する車両の保守、点検等を行うとともに、油処理剤等を整備する。
- イ 危険物等の河川への流出を防止するため、従業員等の教育訓練を徹底する。

2 危険物施設への指導等

(1) 危険物施設

- 消防本部は、危険物の二次災害による被害の発生を防止するため、次の対策を実施する。
- ア 事業所等に対し、危険物施設の安全確保を図るよう指導する。
 - イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて自主保安体制の確立に関する指導、啓発を図る。
 - ウ 危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の基準に適合しているか、立入検査を通じ指導強化を図る。
 - エ 事業所に対し、ヒューマンエラーの徹底防止を図るとともに、初期消火体制の確立及び漏洩防止対策について指導する。

(2) 火薬類製造施設等

- 県は、火薬類製造施設等について、次の対策を実施する。
- ア 保安検査及び立入検査を実施して、火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。
 - イ 警察及び関係機関と情報の共有化を図るとともに、災害時の連絡体制の確保について指導する。
 - ウ 新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じ保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等

- 県は、高圧ガス製造施設等について、次の対策を実施する。
- ア 保安検査及び立入検査を通じて、高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。
 - イ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。
 - ウ 一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会、一般社団法人新潟県LPガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員及び業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、自主保安体制の確立を指導する。
 - エ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制整備を指導する。

(4) 毒劇物保管貯蔵施設

- 県は、毒劇物保管貯蔵施設について、次の対策を実施する。
- ア 営業所及び届出を要する業務上取扱者に対し、立入検査等を実施して適正な取扱いについて指導するとともに、毒劇物の貯蔵状況や危害防止規程等を調査し、対策及び改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対して、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催等の指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等

県は、有害物質取扱施設等について、次の対策を実施する。

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施して、有害物質の公共用水域への流出防止、地下への浸透の未然防止及び大気への排出防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業所等の実態把握に努め、有害物質の公共用水域への流出防止、地下への浸透の未然防止及び大気への排出防止対策並びに事故時及び緊急時の関係機関への連絡体制を指導する。

第15節 火災予防計画

■計画の方針

災害発生時の火災の発生を防止するため、防火思想の普及促進に努めるとともに、消防設備の整備、消防団の充実及び自主防災組織の育成強化を図る。

1 消防力の整備充実

市は、消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針を満たすように整備充実を図る。

2 消防水利の確保

市は、同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多面的な水利の確保を図る。

3 消防団との連携強化

(1) 市は、住民や消防団員雇用事業所に対し、消防団活動への理解を深めるための広報活動を行い、協力体制の確保と活動体制の連携強化を図る。

(2) 市は、迅速、効率的な消防活動を実施するため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備し機動力の強化を図る。

4 住宅用火災警報器の普及

市は、火災を早期に発見し被害を最小限に食い止めるため、住宅用火災警報器の設置を促進する。

5 住民・事業所等への防火指導

(1) 市は、住民、事業所等に対し、広報活動や防火講習等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

(2) 消防本部は、不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

(3) 消防本部は、防火管理者を置く事業所に対し、消防計画に基づく各種訓練等を通じて防火指導を行い初期消火体制の確立を図る。

6 水利マップの整備

市は、災害時に役立つよう消防水利を明記した水利マップを整備する。

第16節 水防管理団体の体制整備

■計画の方針

水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知するとともに組織体制の構築等を図る。

1 水防計画の策定

水防管理者（市長）は、地方整備局水防計画及び県水防計画に準じて当該区域における水防計画を策定し、水防組織を整備する。

2 消防団等の育成強化

(1) 水防協力団体の指定

水防管理者（市長）は、必要があれば公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定する。

(2) 消防団の育成強化

水防管理者（市長）は、平時から消防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、消防団組織の充実と習熟に努める。

また、自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的実施し、自主防災組織の育成強化に努める。

(3) 水防訓練の実施

水防管理団体（市）は、毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

3 水防施設の整備

水防管理者（市長）は、水防活動の拠点となる防災施設の整備や自主防災組織の育成に努める。

4 地下空間の浸水被害軽減

市は、地下空間における浸水被害軽減のため地下施設管理者と連帯した情報伝達、避難体制の整備を図る。

5 水防演習の実施等

国及び県は、河川管理者として水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。

また、緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を、国、県、水防管理団体と合同で実施する。

第17節 廃棄物処理体制の整備

■計画の方針

平常時から住民に対し、広報、防災訓練等を通じて、災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の周知と協力を求める。また、一般廃棄物処理施設の浸水対策、応急復旧対策の整備を行う。

1 災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、一時保管場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等を定めた「魚沼市災害廃棄物処理計画」について、必要に応じ見直しを実施する。

2 住民への啓発

市は、住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

3 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

市は、施設の浸水対策を図るとともに、風水害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。

また、応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

4 協力体制の整備

市は、近隣市町、関係機関等の災害時協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備する。

第18節 救急・救助体制の整備

■計画の方針

大規模災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に派生する事象に対し、迅速かつ適切な救急・救助活動ができるよう体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

1 消防力の整備

市は、救急救助の資機材の整備充実に努めるとともに、技術の向上に取り組む。

また、救助関係機関との情報の共有を図り、迅速かつ的確な救急、救助活動を行う体制を整備する。

2 消防団の体制整備

市は、消防団について救助資機材の整備充実に努めるとともに、技術向上のため指導を行う。

3 住民に対する防災意識の啓発

市は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。

4 民間等による救急・救助体制の確保

市は、同時多発災害に備え、地元事業所等から救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制を整備する。

5 応援受入体制（受援体制）の整備

消防本部は、広域消防相互応援協定や新潟県緊急消防援助隊受援計画等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

第19節 医療救護体制の整備

■計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療救護（助産を含む。）を行うための体制を、あらかじめ構築する。

1 医療救護体制の整備

市は、災害が発生し、多数の傷病者が発生した場合に、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、次の対策を実施する。

(1) 医療救護本部

医療救護本部の体制及び業務について定め、災害時医療救護活動マニュアルを作成する。

(2) 救護体制

ア 救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知する。

イ 医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る市医療救護班及び市歯科医療救護班の編成計画を定める。

ウ 救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

2 救護所等の医療資器材等の確保

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等を確保できるよう、魚沼薬剤師会及び医薬品卸売業者からの調達方法について検討する。

第20節 避難体制の整備

■計画の方針

災害による人的被害を最小限に抑えるため、的確に避難勧告等を発令し住民の安全を確保できるよう、避難体制を整備する。

なお、整備にあたっては、避難行動要支援者の避難支援や女性等のニーズ、積雪・寒冷などの条件に配慮する。

1 地域の危険に関する情報の周知

市は、住民・事業所等に対し、浸水、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ等を作成し、住民等に配布して周知を図る。

2 避難情報等の情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線、ケーブルテレビ、メール配信サービス、緊急告知ラジオ等を利用し、住民、企業等へ避難情報を迅速かつ確実に伝達できる体制を整備する。

特に、学校、保育園、幼稚園、その他要配慮者利用施設等の管理者への情報伝達について、連絡責任者や伝達方法を明確に定める。

なお、在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用した体制を構築する。

3 避難情報発令の客観的基準の設定

市は、遅滞なく避難情報を発令できるよう、防災気象情報等を用いて避難勧告等の客観的基準を設定する。

4 避難誘導體制の整備

市は、避難の勧告、指示が発令された際、住民の避難誘導體制について、消防団、自主防災組織等と連携を図る。

5 避難場所等の指定等

(1) 避難場所等の指定

市は、住民等の避難のために、法令等による一定の基準を満たす施設を施設管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

既存の避難場所等については、施設の適正について検討し、耐震化、指定の見直し等の措置をとる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所	・居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 ・異常現象の種類ごとに指定
指定避難所	・災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

(2) 知事への通知等

市は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに公示する。

(3) 避難場所等の周知

市は、ハザードマップ、市ホームページ、標識等により、避難場所等を周知する。

なお、標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、災害別の対応をすることに留意する。

(4) 即応体制の整備

市は、指定避難場所・指定避難所について、夜間休日でも直ちに施設を開錠できるよう、開錠者を定めるとともに、開設時の初動対応をするためマニュアルを定める。

また、自主防災組織、自治会等と開設、運営について事前に協議して定める。

なお、施設には、避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を備蓄する。

6 福祉避難所の指定

市は、避難所での共同生活が難しい要配慮者のために福祉避難所をあらかじめ指定する。福祉避難所に指定する施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

また、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定める。

第21節 要配慮者の安全確保計画

■計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある要配慮者に対して、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じるため、事前に準備を行う。

1 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

市は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、「避難行動要支援者の避難支援マニュアル」（令和元年10月修正）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し避難支援体制を構築する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難支援等関係者となる者

市、民生委員児童委員、魚沼市社会福祉協議会、自主防災組織（自治会）とする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

(ア) 75才以上の一人暮らし又は高齢者のみ世帯の者

(イ) 要介護認定者：要介護度3以上の者

(ウ) 身体障害者：身体障害者手帳の種別が第1種の者

(エ) 知的障害者：療育手帳の判定がAの者

(オ) 精神障害者：精神保健福祉手帳を有し避難支援が必要と認められる者

(カ) 指定難病患者：特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方（市の要請により魚沼保健所より情報提供）

(キ) その他：上記要件に該当しないが、これらに準ずるとして市長が認めた者

ウ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、氏名、年齢、性別、世帯主、住所、電話番号、支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

エ 避難行動要支援者名簿の更新

常に避難行動要支援者の把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

オ 避難行動要支援者名簿情報の漏えい防止

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、個人情報の保護に関する法律及び魚沼市個人情報保護条例に留意し、目的外利用の禁止、守秘義務が課せられていること等十分に説明し、適切な措置を講じる。

カ 名簿の提供先

平常時から名簿提供に同意を得ることができた同意者の名簿及び個票を自主防災組織（自治会）、民生委員児童委員に提供する。

キ 通知又は警告の配慮

災害発生時は、緊急かつ着実に避難勧告等が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急情報等メールサービスな

ど、複数の手段を組み合わせる。

ク 避難支援者等関係者の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を要支援者等に理解してもらうように努める。

(2) 避難支援計画の作成

自主防災組織（自治会）は、避難行動要支援者一人ひとりについて、地域での避難支援方針を定め、避難支援計画を作成する。

2 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、避難確保計画の作成や防災訓練等により防災体制を整備する。市は、社会福祉施設への情報連絡訓練を行うなど、安全対策について連携を図る。

3 外国人の安全対策

市は、外国人に対し、防災パンフレット、チラシ等の配布、避難経路及び避難場所等の標識の明示、外国人雇用企業等との情報提供体制により安全対策を行う。

第2.2節 食料・生活必需品等の確保計画

■計画の方針

災害発生から交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品は、住民が自らの備蓄で賄うことを原則とし、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や、一時的滞在者に物資等を供給するために、物資の備蓄、関係機関との協定等による物資の確保計画を定める。

1 物資等の備蓄

市は、市・県の備蓄分担割合に基づき、被災者に供給する食料及び寝具、被服、日用品等の生活必需品の備蓄を行う。

特に、高齢者、障害者及び乳幼児等の要配慮者への備蓄品や、寒冷期に備えた採暖用及び温食調理用の熱源器具と燃料の備蓄を行う。

(1) 備蓄目標

備蓄目標は、次のとおりとする。

品目	目標量	根拠等
主食	10,000食	避難者5,000人（人口の1/8以上を想定）の2食分
副食	6,700食	主食×2/3
飲料水	3,300本（2ℓ/本）	主食×1/3
毛布	1,200枚	おおむね1万人当たり300枚

(2) 備蓄場所

備蓄場所については、降雪期の輸送困難な状況を考慮し、指定避難所、福祉避難所等とし、各地域に拠点を設けて備蓄する。

2 物資確保

(1) 調達体制の整備

市は、食料・物資の製造・卸売・小売業者等と食料・物資の供給に関する協定を締結し緊急調達体制を整備する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。

また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

イ 市は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市町村の体制を支援する。

3 物資配送体制の確保

市は、大量の物資を受入れて避難所に配送するために、物流事業者と協定を締結し、受入・管理・配送体制を整備する。

4 災害備蓄に関する住民への普及啓発

市は、家庭、事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性について、普及啓発を図る。

(1) 家庭内備蓄

各家庭において、家族の3日分程度、できれば1週間分程度の物資等の備蓄とする。

特に、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要とする者は、それに対応した食料を確保するよう努める。

(2) 事業所、学校等の備蓄

企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込むのに必要な物資等の備蓄に努める。

(3) 社会福祉施設・病院等

社会福祉施設・病院等の管理者は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）程度の食料及びの物資等の備蓄に努める。

第23節 学校の風水害対策

■計画の方針

災害発生時に児童・生徒等の安全を確保するとともに、施設等の被害を最小限に留めるための対策を実施する。

1 学校防災計画の作成

校長は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、市が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

予防対策	ア	学校防災組織の編成	イ	施設・設備等の点検・整備
	ウ	防災用具等の整備	エ	防災教育の実施
	オ	教職員の緊急出動体制	カ	家庭との連絡体制の整備 等
応急対策	ア	災害発生が予想されるときにの事前休校、授業短縮措置等		
	イ	災害発生直後の生徒等の安全確保	ウ	避難誘導
	エ	生徒等の安否確認	オ	気象情報の収集
	カ	被災状況の把握と報告	キ	下校措置
	ク	避難所開設・運営協力	ケ	教育活動の再開
	コ	生徒等の心のケア 等		

2 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

校長は、学校防災計画の作成や見直しについて検討し、また防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定める。

3 施設・設備等の点検・整備

市は、学校施設、設備等について、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強、補修を実施する。

特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁、外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー、戸棚、塀の倒壊防止等、必要な措置を行う。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行う。

また、除雪に際しては避難路の確保に万全を期すとともに、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておく。

4 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

校長は、医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品を一定の場所に整備し、教職員に周知する。

また、生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにする。

5 教職員の緊急出動体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知する。

6 家庭との連絡体制

校長は、あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底する。

なお、個人情報が漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

第24節 文化財の風水害対策

■計画の方針

風水害から文化財を保護するために、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

また、文化財所有者に対してもその指導、助言を行う。

1 指定文化財への対策

市は、文化財の現状把握を行い、修理、修復に係る指導、援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

2 未指定文化財への対策

市は、文化財の所在情報を得ながら、所有者、管理者に対して、日常の保存、管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

3 文化財の種別毎の対策

市が行う文化財の種別毎の対策は、次のとおりである。

(1) 建造物

修理、保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。

また、文化財所有者に対しても同様の対策を講じるよう周知、指導、助言を行う。

(2) 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者に対し、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存、展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくよう周知する。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者に対し定期的な巡視によって現状を把握し、暴風や洪水による倒壊、崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておくよう周知、指導、助言を行う。

4 防災訓練の実施

市は、公開文化財について、災害発生時に入館者が安全迅速に避難できるよう防災訓練を行う。

第25節 ボランティア受入れ体制の整備

■計画の方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性、自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、県及び関係機関との支援、協力体制を整備する。

1 ボランティアの受入れ体制の整備

魚沼市社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

また、ボランティアセンターの運営計画の作成において市との協議を行う。

2 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

市及び社魚沼市会福祉協議会は、防災訓練時などに災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

第26節 市の業務継続計画

■計画の方針

災害時に市の行政機能が被災し、利用できる資源に制約がある状況下においても適切な業務執行ができるよう市業務継続計画（BCP）を作成する。

また、業務継続マネジメント（BCM）に基づき、訓練等を実施して継続的な改善を図る。

1 業務継続体制の整備

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制の整備に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 市の防災体制

■計画の方針

大規模な風水害等が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、市は、必要に応じて、災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく「災害対策本部」又は市の対応方針に基づく「警戒本部」を設置し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

1 市の防災体制

市の防災体制は、次のとおりとする。

登庁基準「魚沼市職員の防災体制等措置基準（平成24年訓令第21号）」

気象情報・河川水位情報等 基準	総務政策部登庁基準 (防災安全課、総務人事課、秘書広報課の3課)	左記以外の各職員登庁基準
■予備段階配備（自宅待機等）		
大雨洪水注意報発表 台風接近予報発表 暴風雪警報発表	1 防災安全課長 2 防災安全課係長	
■前段階配備体制（初期対応職員の登庁）		
大雨洪水警報発表 台風本県通過予報発表 水防団待機水位超過 (小出観測所90m超過見込時)	1 防災安全課長 2 防災安全課係長 3 防災安全課係員（自宅待機） 4 総務政策部長	1 建設課長、農林整備課長 2 上記所属係長 3 産業経済部長
■第1次配備体制（警戒体制）・・予め決めておいた職員の登庁		
はん濫注意水位（小出90.0m）超過 土砂災害前ぶれ情報発表 避難準備高齢者等避難開始情報発令	1 総務政策部長 2 各課長（3課） 3 防災安全課係員 4 他課係員半数程度	1 部長等（連絡調整会議） 2 市民課、福祉支援課、介護福祉課、健康増進課、北部事務所、建設課、農林整備課、ガス水道局、教育委員会事務局 (1)各課の課長等 (2)各係1人程度 3 水門配置職員 4 その他応援職員、避難所対応職員 ※降雨、水位上昇の状況により招集
■第2次配備体制（警戒本部）・・予め決めておいた職員の登庁		
土砂災害警戒情報発表 (補完情報含む) 避難判断水位超過 災害発生の恐れあり (土砂災害・家屋浸水等) 連続雨量80mm以上 (各雨量観測所において)	全職員	1 各課等 (1)課長等 (2)係長等 2 市民課、福祉支援課、介護福祉課、健康増進課、北部事務所、建設課、農林整備課、ガス水道局、教育委員会事務局の各係員 半数程度 3 前記以外の各課の係員 1人程度 4 水門配置職員 5 その他応援職員、避難所対応職員
■第3次配備体制（災害対策本部）・・全職員の登庁		
大規模災害の発生又は恐れがある場合 (人命に関わる災害) 避難勧告以上の発令時	全職員勤務庁舎へ登庁	全職員勤務庁舎へ登庁

河川水位による登庁基準

	魚野川		破間川	佐梨川※
	堀之内 観測所	小出 観測所	今泉 観測所	佐梨 観測所
【前段階配備体制】 水防団待機水位 消防団が出動するために待機する水位	81.50m	89.60m	101.90m	93.04m
【第1次配備体制（警戒体制）】 はん濫注意水位 消防団の出動の目安	82.50m	90.00m	102.50m	93.88m
【第2次配備体制（警戒本部）】 避難判断水位	83.10m	90.80m	103.20m	94.12m
【第3次配備体制（災害対策本部）】 水位による基準はなし				
参 考 はん濫危険水位	83.70m	91.60m	104.00m	95.06m

※令和2年5月 新潟県水防協議会で指定

この基準は、あくまでも参集の目安であり、登庁基準水位に達していなくても、今後の気象予報、上流地域の気象状況により水位の上昇が予想される時は、必要な配備体制を指示する。

2 災害対策本部

(1) 市災害対策本部の設置

ア 設置の基準

市長は、次の場合に市災害対策本部（以下この項において「本部」という。）を設置又は廃止する。

設置基準	○ 市内地域において、風水害等により大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合
廃止基準	○ 災害応急対策が概ね完了した場合 ○ その他必要がなくなったと認めた場合

イ 設置及び廃止の通知

市長は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。また、秘書広報課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、住民に対しては、防災行政無線又は市ホームページ掲載等で周知する。

ウ 本部の設置場所

本部は、市役所庁舎内に設置する。市役所庁舎が被災した場合は、北部庁舎又は消防庁舎に移設する。

エ 本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

オ 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各課等への周知は、庁内放送又はメール等により行う。

カ 防災会議連絡員室の設置

(ア) 本部が設置された場合は、防災会議連絡員室を本部又はその他の庁内会議室に設置する。

(イ) 市防災会議構成機関等は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣し、災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

(2) 本部の組織、運営等

本部の組織及び事務分掌の詳細は、次の災害対策本部組織図及び災害対策本部事務分掌表に示す。

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

ウ 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（市長）が不在の場合は、次の順序により指揮命令を確立する。

第1順位 副市長（危機管理監）	第2順位 総務政策部長
-----------------	-------------

エ 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき又はその暇がないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

オ 本部員

本部員の構成等は、災害対策本部規則に定めるところによる。

カ 災害対策本部各部

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、本部に災害対策業務を担当する部を置く。

(ア) 部長及び次長

- a 部長及び次長は、あらかじめ本部長が指名する。
- b 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- c 部長に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

(イ) 各部の組織等

- a 部に班を置き、班長、副班長及び班員で組織する。
- b 各班の班長、副班長及び班員は各部長があらかじめ指名する。
- c 各班の体制は、災害状況の推移に応じて整える。

ク 会議の開催

(ア) 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成する。

(イ) 緊急対策会議

本部長は、災害対策に係る検討を行うため、必要に応じ緊急対策会議を招集する。

(ウ) 防災関係機関の合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するに当たり、他の防災関係機関との調整及び情報共有を図るため、必要に応じ他の防災関係機関による合同会議を開催することができる。

(3) 現地災害対策本部

本部長は、洪水、土砂崩れ、雪崩等により局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じ被災地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置く。

ア 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場又は災害地の公共施設等に設置する。

イ 現地本部の組織

(ア) 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 現地本部長は、本部長（市長）の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

ウ 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(4) 本部、現地本部、各部における職員応援

ア 本部

(ア) 全体の災害対応に必要な人員については、総務政策部が調整を行う。

(イ) 市の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、県及び隣接市町に職員の派遣を要請し、応援を得るものとする。

イ 現地本部

(ア) 現地本部が置かれる公共施設の本部員は、現地本部が災害初動時に実施する災害応急対策に協力するものとする。

(イ) 現地本部長は、現地本部組織全体をもって人員が不足するときは、災害対策本部の総務政策部長に応援を要請するものとする。

ウ 災害対策本部各部

(ア) 災害対応に必要な人員については、総務政策部が調整を行う。

(イ) 各部長は、各部組織全体をもって人員が不足するときは、総務政策部長に応援を要請するものとする。

3 警戒本部

(1) 設置

梅雨前線の活発化や台風の接近などにより、市内で風水害等が発生し又は発生するおそれがあり、災害への対応が必要になると予想される場合で、市長が必要と認めた場合には、市の対応方針に基づく「警戒本部」、「現地警戒本部」を設置して気象や被害情報などの収集を行う。

ア 名称は「〇〇警戒本部」、「△△地区〇〇警戒本部」とする。（以下、「警戒本部」という。）

イ 設置者は危機管理監とする。

ウ 設置場所は市役所とする。

エ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに庁内及び関係機関に周知する。

オ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、住民に対しては、防災行政無線又は市ホームページ掲載等で周知する。

(2) 組織

組織の形態は、災害対策本部体制に準ずるものとし、危機管理監がその都度定めるものとする。

(3) 所管事務

- ア 風水害等による被害情報の収集及び分析、関係機関への情報提供
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 報道機関への情報提供
- エ その他風水害等の対応に必要な事務

(4) 本部会議

風水害等の警戒に関する指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整のため、必要に応じて本部会議を開催する。

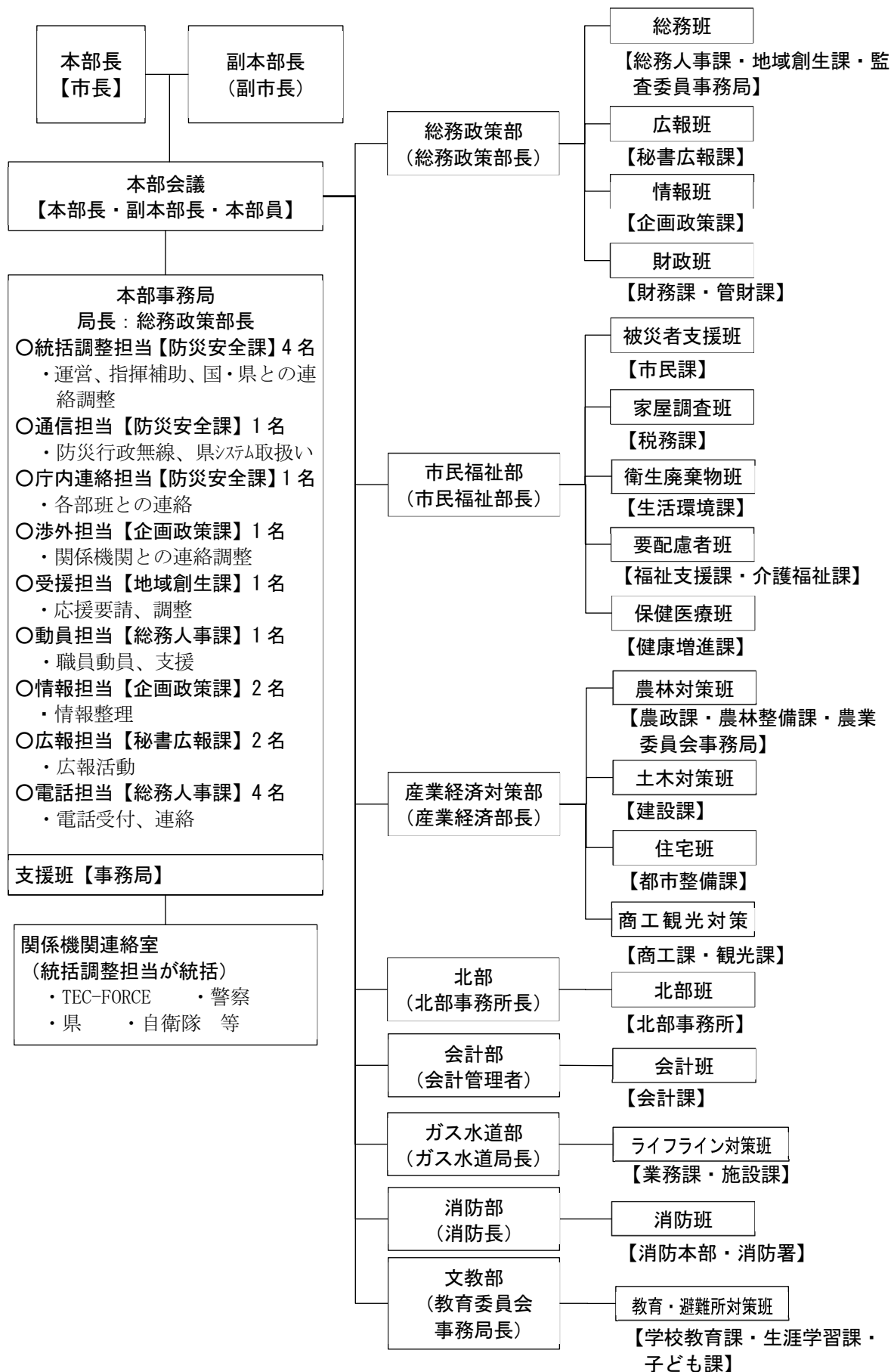
- ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、危機管理監が主宰する。
- イ 本部長は、必要に応じ警察等の関係機関職員に本部会議への出席を依頼する。

(5) 廃止

次の場合には、警戒本部を廃止する。

- ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合又は市の対応方針に基づく対策本部が設置された場合
- イ 被害が軽微又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- ウ その他必要がなくなると本部長が判断した場合

災害対策本部組織図



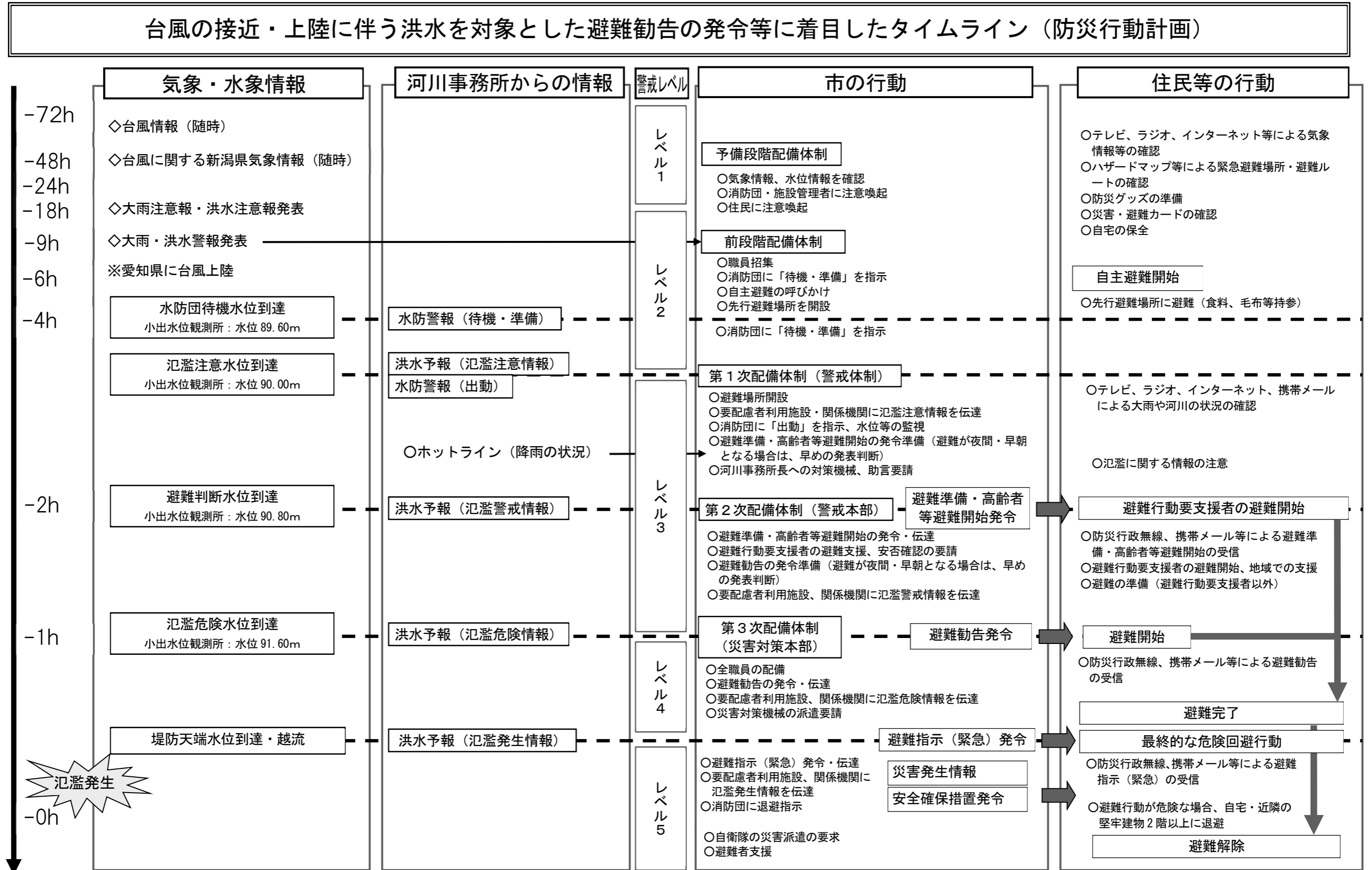
災害対策本部事務分掌表

部	班	事務分掌
本部事務局	統括調整担当	1 災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。 2 災害応急対策に係る総合進行管理に関すること。 3 国、県との連絡調整に関すること。 4 避難勧告等の発令に関すること。 5 災害救助法の適用事務に関すること。
	通信担当	1 防災行政無線に関すること。 2 緊急対策用通信手段の確保に関すること。 3 防災システム等に関すること。
	庁内連絡担当	1 各部班との連絡に関すること。
	渉外担当	1 外部との連絡調整の統括に関すること。
	受援担当	1 市町村等への応援要請及び連絡調整に関すること。 2 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	動員担当	1 動員及び人員配置の統括に関すること。
	情報担当	1 情報の整理、統括に関すること。
	広報担当	1 広報の統括に関すること。
	電話担当	1 電話の受付、関係機関・施設等への連絡に関すること。
	支援班	1 本部事務局の支援に関すること。
総務政策部	総務班	1 職員の動員配備及び人員調整に関すること。 2 職員の健康管理及び食料等に関すること。 3 職員等の安否に関すること。 4 受援（応援隊の受入・調整・支援）に関すること。 5 事務分掌外事案に係る対応調整に関すること。
	広報班	1 住民及び報道機関等への情報発信に関すること。 2 災害の記録及び資料の収集並びに保管に関すること。 3 国県等への要望及び視察等の対応に関すること。
	情報班	1 被害状況の収集、分析及び各部への情報提供に関すること。 2 ライフライン、交通機関等の情報収集に関すること。 3 防災関係機関等との連絡調整に関すること。 4 復興計画に関すること。
	財政班	1 災害対策関係予算に関すること。 2 庁舎及び防災拠点施設の機能維持に関すること。 3 車両及び燃料の確保に関すること。
市民福祉部	被災者支援班	1 被災者との相談体制に関すること。 2 食料・物資等の確保及び供給に関すること。 3 救援物資等の受入及び配送に関すること。 4 被災者台帳の作成に関すること。 5 安否情報の提供に関すること。
	家屋調査班	1 家屋等の被害認定調査に関すること。 2 り災証明及び被災証明に関すること。
	衛生廃棄物班	1 災害廃棄物の収集運搬及び処理に関すること。

		2 し尿の収集運搬、処理及び仮設トイレに関する事 3 防疫に関する事 4 愛玩動物の保護及び関係機関等との連絡調整に関する事 5 遺体の安置及び火埋葬に関する事 6 環境モニタリングに関する事
	要配慮者班	1 被災者生活再建支援に関する事 2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に関する事 3 要配慮者の支援に関する事 4 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 5 福祉避難所の開設、管理及び運営に関する事 6 ボランティア活動との連携に関する事 7 日本赤十字社との連携及び連絡調整に関する事
	保健医療班	1 応急医療救護に関する事 2 被災者の健康管理及び心のケアに関する事 3 関係機関及び医師会等との連絡調整に関する事
産業経済対策部	農林対策班	1 農家等の支援に関する事 2 家畜の防疫及び農作物の病虫害防除に関する事 3 災害危険箇所の把握及び安全対策に関する事 4 農地及び農林業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事
	土木対策班	1 道路、河川、水路等の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害危険箇所の把握及び安全対策に関する事 3 道路の啓開及び河川、水路等の障害物の除去に関する事
	住宅班	1 応急仮設住宅等被災者用住宅に関する事 2 住宅の応急修理に関する事 3 宅地応急危険度判定及び建築物応急危険度判定に関する事 4 建物解体及びアスベスト対策に関する事
	商工観光対策班	1 商工観光業者の被害調査及び支援に関する事 2 観光客及び帰宅困難者の安全確保に関する事 3 被災者の入浴サービスに関する事 4 風評被害対策に関する事
北部	北部班	1 北部地域全般に関する事
会計部	会計班	1 義援金及び寄附金の受入及び管理に関する事 2 義援金の配分に関する事
ガス水道部	ライフライン対策班	1 上下水道及びガスの被害調査並びに応急対策に関する事 2 応急給水活動に関する事 3 関係機関等との連絡調整に関する事
文教部	教育・避難所対策班	1 緊急避難場所・避難所の開設、管理、運営及び避難者ニーズの対応に関する事 2 学校及び幼稚園との連絡調整に関する事

		3 保育園及び保護者との連絡調整に関する事。 4 所管施設利用者等の避難誘導及び安否確認に関する事。 5 応急教育及び応急保育に関する事。 6 文化財の保護に関する事。
消防部	消防班	1 消防庁舎及び施設に関する事。 2 消防職員の招集及び配置に関する事。 3 消防団員の運用に関する事。 4 消防応援部隊の運用に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 災害状況の把握及び情報収集に関する事。 7 医療機関との連絡調整に関する事。 8 消防広報に関する事。 9 気象、河川及び地震情報に関する事。 10 消防車両及び資機材に関する事。 11 消防部隊の運用に関する事。 12 災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事。 13 人命救助及び行方不明者の捜索に関する事。 14 避難勧告の伝達及び誘導に関する事。
共回事務 (消防部を 除く)		1 避難所の運営に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 3 関係機関、団体との連絡・調整に関する事。 4 本部長の特命事項に関する事。

タイムライン 台風の接近・上陸に伴う洪水については、次のタイムライン（防災行動計画）に基づいて、行動することを基本とする。



第2節 防災関係機関の相互協力体制

■計画の方針

市は、災害対策の実施にあたり、市の総力を持って実施できないときは、法令や相互応援協定等に基づき、県、国、自衛隊その他の全国の市町村や団体等の協力を要請する。

また、他地域で災害が発生した場合においても、相互応援協定等に基づき、職員や物資等の支援を実施する。

1 応援の要請

(1) 応援の要請

市長は、職員の派遣、派遣のあっせんについて、次の法令等に基づく要請を行う。

項目	内容	根拠法令
応援の要求	他の市町村長等に対し、災害派遣の要請を要求	災害対策基本法第67条
応援の要求	知事に応援を求め又は災害応急対策の実施を要請	災害対策基本法第68条
職員の派遣要請	地方公共団体等の長に対し、職員の派遣を要求	地方自治法第252条の17
	知事に地方自治法第252条の17による職員の派遣、地方独立行政法人法第124条1の規定による職員についてあっせんを要求	災害対策基本法30条2
職員の派遣要請	指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請	災害対策基本法第29条2
職員の派遣のあっせんの要求	知事に対し、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを要求	災害対策基本法第30条

(2) 要請の手続き

要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

ただし、その暇がない場合は、電話等で行う。

応援要請	ア 応援を必要とする理由	イ 応援を必要とする場所
	ウ 応援を必要とする期間	エ その他応援に関し必要な事項
職員派遣	ア 派遣を要請する理由	イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
	ウ 派遣を必要とする期間	エ その他職員の派遣について必要な事項

2 相互応援協定に基づく要請

市長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときには、相互応援協定に基づき、他市町村長に対して応援を要請する。

現在、相互応援協定を締結している市町村は、次のとおりである。

東京都豊島区、東京都足立区、東京都文京区、千葉県南房総市、福島県只見町、宮城県南三陸町、新潟県十日町市・長岡市・湯沢町・南魚沼市

3 受援体制

(1) 応援の調整

市は、応援を要請した場合、派遣職員の職種、人数、必要資機材等について応援先と調整

を行う。

なお、応援職員の食料・資機材等は、原則として応援側に確保を要請する。

(2) 受入れ拠点の確保

市は、応援隊を受入れるため駐車可能な集結地を指定する。集結地は、市役所周辺の空地を選定する。

4 応援の派遣

(1) 支援体制の確立

市は、相互応援協定締結自治体や他の市町村において大規模な災害が発生した場合には、迅速に物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。

(2) 応援の実施

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。

収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、応援協定締結自治体等への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで市で賄うことができる自己完結型の派遣を行う。

第3節 気象情報等伝達計画

■計画の方針

新潟地方気象台等からの災害に関する予報、警報及び災害関係情報を収集し、避難勧告等の判断に活用するとともに、関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

1 気象情報等の収集

気象庁から発表される主な気象情報は、次のとおりである。

本市が属する予報区は、中越（一次細分区域名）、魚沼市（市町村等をまとめた地域）である。

(1) 警報・注意報

気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪

(2) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報である。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、新潟県気象情報の一種として発表する。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(5) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合、新潟地方気象台は、火災気象通報を発表する。

ア 実効湿度 65%以下となる見込みのとき

イ 平均風速 15m/s 以上の風が1時間以上継続して吹く見込みのとき

ウ 出火危険度 5 以上になる見込みのとき

(6) 火災警報の発令

消防長は、新潟県下に火災気象通報が発表され、かつ、次の基準に該当する場合、火災警報を発令し、基準を下回った場合は、これを解除する。

ア 実効湿度 60%以下で最低湿度が 40%を下り、最大風速が毎秒 7 メートルを超える見込みのとき。

イ 平均風速毎秒 10 メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし、降雨及び降雪時は、その都度判断するものとする。

2 情報の伝達

市が受理した情報は、防災行政無線、メール配信サービス、公式 facebook、ケーブルテレビ

等で住民等に伝達する。

3 異常現象発見時における措置

異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報する。

通報先機関	<ul style="list-style-type: none">・新潟地方気象台・その地域を管轄する県地域機関その他関係機関・当該災害に関する隣接市町村
異常現象の種類	<ul style="list-style-type: none">・竜巻：農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの・強い降ひょう：農作物等に被害を与える程度以上のもの・なだれ：建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの・その他異常なもの

第4節 洪水予報・水防警報・土砂災害警戒情報等の伝達計画

■計画の方針

国、県、新潟地方気象台等からの水位情報、土砂災害警戒情報等を住民に周知し、災害予防活動や応急活動が万全になされるよう配慮するとともに、避難勧告等発令の時期を判断し、迅速かつ的確な伝達を図る。

1 洪水予報等の発表

(1) 洪水予報

国は、魚野川に洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、氾濫した後においてはそれらに加え浸水の区域及びその水深を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(2) 水防警報

国又は県は、それぞれ、魚野川又は破間川が所定の水位に達した際に、消防団や消防機関等の出動の指針とするために、水防警報を発令する。

(3) 水位情報の周知

県は、破間川の水位があらかじめ定めた水位に達したときに、河川の水位又は流量を示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

種別	河川名	指定水位局	管轄事務所
洪水予報河川	魚野川	六日町、小出、堀之内	信濃川河川事務所
水防警報河川	魚野川	六日町、小出、堀之内	信濃川河川事務所
水防警報河川	破間川	今泉	魚沼地域振興局
水位周知河川	破間川	今泉	魚沼地域振興局
水防警報河川※	佐梨川	沢田	魚沼地域振興局
水位周知河川※	佐梨川	沢田	魚沼地域振興局

※令和2年5月 新潟県水防協議会で指定

(4) ダム放流情報の通知

ダム管理者は、急激な水位変動を伴う放流操作をするときは、FAX 等でダム放流情報に関係機関に通知する。

2 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報の発表

(1) 土砂災害緊急情報

県は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時には、土砂災害による被害の防止・軽減のため、県は新潟地方気象台と共同して、土砂災害警戒情報を発表し、市長等に通知及び一般へ周知する。

また、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報を提供する。

3 情報の伝達

(1) 避難勧告等の判断

市は、国・県が伝達する水位情報や防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民等に対する避難勧告等の発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令する。

(2) 関係者への通報

市、洪水のおそれがある国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を水防計画の定めにより関係者に通報する。

(3) 消防団及び消防関係の出動

市は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、水防計画の定めにより、消防団及び消防機関を出動させ又は出動の準備をさせる。

(4) 住民等への伝達

市が受理した情報は、防災行政無線、メール配信サービス、公式 facebook、ケーブルテレビ、緊急告知ラジオ等で住民等に伝達する。

また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、電話等を用いて個別に連絡する。

第5節 災害時の通信確保計画

■計画の方針

災害時の通信の確保のために、市防災行政無線、新潟県総合防災情報システム等の機能を確認するほか、メール配信サービス、公式 facebook、ケーブルテレビ等を活用して住民等への情報提供手段を確保する。

1 通信施設の確保

市は、次の通信手段を確保している。災害時は機能を確認し、いつでも運用できるよう準備する。

手段	内容
防災行政無線（固定系）	市役所を基地局とし、屋外拡声器と戸別受信機に一斉放送やJアラートと連携した放送に活用する。
防災行政無線（移動系）	市役所を基地局とし、携帯型の子局間との連絡に活用する。
新潟県総合防災情報システム	県と市町村、消防本部、防災関係機関との連絡に活用する。
災害時優先電話	役所等の公共施設の電話が設定され、災害時の発信が優先される。
Lアラート	報道機関を活用して住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。
メール配信サービス、公式 facebook、ケーブルテレビ	住民への情報提供として活用する。
コミュニティFM、緊急告知ラジオ	市役所からの割り込み放送やJアラートと連携した放送に活用する。

2 非常通信の利用

市は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、信越地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

構成員は、北陸地方整備局、新潟県警察、東日本旅客鉄道、電源開発（株）、消防本部、市町村等である。

3 その他の通信手段の利用

市は、次の通信手段を利用する。

(1) アマチュア無線の協力要請

市は、市内各地域の情報収集や通信を行うため、必要に応じて、一般社団法人日本アマチュア無線連盟新潟県支部に協力を要請する。

(2) 通信機器の貸与要請

市は、必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。

また、通信事業者等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

(3) 自衛隊の通信支援の要請

市は、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

第6節 被災状況等収集伝達計画

■計画の方針

風水害が発生した場合は速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、収集した情報を集約、被害の概括を掌握して必要な対策を実施するとともに、国、県、各防災関係機関と情報の共有化を図る。

1 情報の収集

市は、被害発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、課別に担当区域を定め情報収集にあたり、消防団、自主防災組織、自治会等からの情報を収集する。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

ア 避難の状況	イ 人的被害状況（死亡者・傷病者）
ウ 避難行動要支援者の安否確認情報	エ 家屋・建物の被害状況
オ 避難者の状況	カ 交通機関の運行及び道路交通の状況
キ ガス、水道、電気等の供給状況	ク 防災関係機関の応急対策の実施状況
ケ 住民生活・社会経済活動等の状況	

2 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。異常現象の通報を受けた市長は、その旨を県、関係機関等に通報する。

3 被害情報の報告

(1) 県への報告

市は、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県へ報告する。

なお、避難勧告等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。

(2) その他

市は、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に報告する。

第7節 広報計画

■計画の方針

災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、住民等の安全を確保する。災害発生後は、避難、救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、民心の安定を図る。

1 広報活動

(1) 広報手段

市は、次の手段で住民への広報を行う。

なお、要配慮者に対しては、魚沼市社会福祉協議会等の協力により、手話通訳等のボランティアや避難所の避難者、自治会等による広報を要請する。

ア 防災行政無線	イ 広報車	ウ メール配信サービス
エ 市ホームページ	オ 公式 facebook	カ ツイッター
キ Lアラート	ク ケーブルテレビ	ケ 緊急告知ラジオ
コ 災害広報紙	サ 避難所、市役所での掲示	等

(2) 広報の内容

広報の内容は、概ね次のとおりである。

ア 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報
イ 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報
ウ 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
オ 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
カ 被災者の相談・要望・意見
キ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

2 報道機関への対応

市は、臨時の共同会見所を設置し、本部会議で諮った事項について、定期的に記者発表を行う。発表者は、副本部長とする。市本部での取材に対しては、必ず報道担当者が回答するよう留意する。

また、被災地の取材活動については、避難者等への配慮を行うよう要請する。

3 相談窓口の開設

市は、被害状況に応じて被災者のための相談窓口を市役所等に設置し、各種手続きや相談業務を行う。

また、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

4 安否情報の提供

市は、被災者の安否について家族及び親族等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後

の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第8節 避難計画

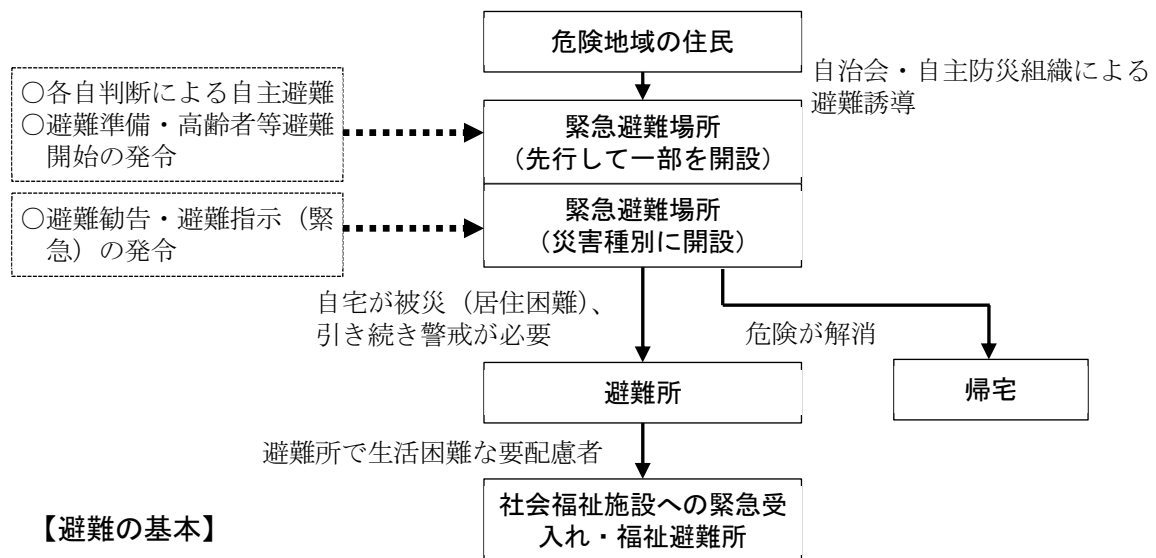
■計画の方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難勧告等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

1 避難の基本

風水害等が発生した場合の避難の流れは、次のとおりとする。

- (1) 台風接近等により自主避難の呼びかけ又は避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合は、先行して各地域の一部の指定避難場所を開設し事前避難を行う。
- (2) 土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、防災気象情報等に基づき、危険区域の居住者等に対して、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。その場合は、災害の種別に対応した指定避難場所を開設する。
- (3) 降雨等が収まり危険が解消した場合は、指定緊急避難場所を閉鎖し、避難者は帰宅の措置をとる。
- (4) 災害により住家が被災した被災者は、指定避難所を開設し受け入れる。



2 避難勧告等の発令

(1) 避難勧告等の種類

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を行う。

ア 避難準備・高齢者等避難開始

住民の避難準備と要配慮者等の避難を促すために、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

イ 避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その

他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示する。

ウ 屋内での待避等の安全確保措置

避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

エ 災害発生情報

災害が発生した場合に、命を守る最善の行動を促す。

(2) 実施責任者

避難勧告等の実施責任者は、次のとおりである。

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告：災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・指示：急を要すると認めるとき 	災害対策基本法第60条第1項
知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき 	災害対策基本法第60条第6項
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき 	災害対策基本法第61条第1項
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき 	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき 	自衛隊法第94条第1項
知事又は知事の命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき 	水防法第29条
	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき 	地すべり等防止法第25条
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき 	水防法第29条

(3) 警戒レベル

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分されている。

市長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に際し、警戒レベルを付加し周知する。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報 (市発令)	防災気象情報等
レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報（洪水警報） ・決壊、越水発生（水位周知河川）
レベル4	指定避難所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難勧告、避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「極めて危険」「非常に危険」） ・氾濫危険情報（洪水警報） ・大雨警報（浸水害）の危険度分布の「非常に危険」「極めて危険」

	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。		・氾濫危険水位に到達（水位周知河川）
レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報 ・洪水警報 ・氾濫警戒情報（洪水警報） ・危険度大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「警戒」 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布の「警戒」 ・避難判断水位に到達（水位周知河川）
レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。		・氾濫注意情報（洪水注意報） ・危険度大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「注意」 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布の「注意」 ・大雨注意報 ・洪水注意報
レベル1	災害への心構えを高める。		早期注意情報（警報級の可能性）

(4) 避難勧告等の内容

市長は、避難の勧告等を発令した場合、次の内容を明示する。

ア 避難対象地域	イ 避難理由
ウ 避難先及び所在地	エ 避難経路
オ 避難時の注意事項等（火災・盗難の予防、携行品、服装等）	

(5) 避難勧告等の伝達

市は、避難の勧告・指示等の内容を、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、公式facebook、Lアラート、緊急告知ラジオ等で住民に周知する。

(6) 報告

市は、避難勧告等を行った場合、新潟県総合防災情報システムにより県に報告するとともに、システムの一斉FAX機能により、新潟県緊急情報連絡会規約に基づく同連絡会の構成団体である次の放送事業者に対し情報伝達する。

また、消防本部、警察署等の防災関係機関に連絡する。

NHK新潟放送局、BSN新潟放送、NST新潟総合テレビ、TeNYテレビ新潟放送網、新潟テレビ21、エフエムラジオ新潟、新潟県民エフエム放送

3 避難誘導

避難誘導は、原則として自主防災組織・自治会等が実施する。避難経路上の危険箇所には、消防団等の協力を得て誘導員を配置する。

4 緊急避難場所の開設

市は、自主避難の呼びかけや避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合、指定避難場所を開設し、避難者を受け入れる。

その場合、食料、毛布等は避難者が持参することを原則とし、必要に応じて、市の備蓄を提供する。

5 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合、住民等に周知する。周知は避難勧告、避難指示（緊急）等と同様とする。

6 広域避難への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。

市は、広域避難に際して避難先市町村へ連絡員を派遣する等、情報の共有に努める。

7 帰宅困難者への対応

市は、帰宅困難となった観光客や通過者等の状況を把握し、一時滞在施設を開設する。

また、必要に応じて、飲料水、食料、帰宅情報等を提供する。

第9節 避難所運営計画

■計画の方針

住家を失った被災者を受け入れるため、指定避難所を開設し避難所運営マニュアル等に基づき避難生活を送れるように運営する。運営にあたっては、避難者による自主運営を基本とするとともに、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い等に十分に配慮して、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

また、避難所外避難者の状況を把握し、食料、物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。

1 指定避難所の開設

市は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。開設にあたっては、原則として各避難所に市職員等を派遣し、施設管理者と連携して、施設の活用や避難者の把握等の初期対応を行う。

なお、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努める。

2 避難所の運営

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、自主防災組織・自治会等の住民組織を母体とした、避難者による自治を基本とし、避難所自治組織を立ち上げて対応する。

市は、避難所に市職員又は応援職員等を配置し、運営を支援する。

なお、自治組織には女性の参画を求めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点や、若年・高齢者等の意見を反映できるよう配慮する。

(2) 外部支援者等との連携

市及び避難所自治組織は、避難所運営の専門知識を有した外部支援者等の協力を得て、避難所の運営を行う。

(3) 避難者の把握

市は、避難者台帳の作成など避難者情報を把握し、安否情報の提供等に活用する。

(4) スペースの確保

市は、避難所自治組織とともに、避難所のスペースを指定する。

特に、要配慮者、妊産婦、女性、児童・生徒等の状況に配慮する。

ア 救護所	イ 乳幼児のいる家庭、女性等の専用スペース	
ウ 男女別更衣室・物干場	エ 授乳室	オ 女性用仮設トイレ
カ 相談ルーム	キ 談話室	ク 児童・生徒の学習場所
ケ ペット飼育場所 等		

(5) 設備の整備

市は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

ア 畳、マット、カーペット	イ 間仕切り用パーテーション	ウ 冷暖房機器
---------------	----------------	---------

エ 洗濯機・乾燥機	オ 仮設風呂・シャワー	カ 仮設トイレ
キ テレビ・ラジオ	ク インターネット情報端末	ケ 調理器具
コ 情報掲示板	サ 臨時公衆電話 等	

(6) 生活の支援

市は、避難者に対し、次の生活支援を行う。

ア 給水	イ 食料の供給	ウ 生活必需品の供給
エ 医療救護	オ 情報提供	カ 入浴サービス 等

(7) 要配慮者対策

市は、県、関係機関等の協力を得て、保健師等の巡回による健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア、管理栄養士等による栄養・食生活支援、手話・外国語通訳者の配置、要配慮者専用スペースへの受入れ等を行う。

また、市は、通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

(8) 公衆無線 LAN の開放

市は、市の公衆無線 LAN 設備が存在する施設を避難所として開設するときは、避難者の情報通信手段を確保するため、認証手続きなしに公衆無線 LAN を使用できるよう設備の設定変更を行う。

なお、避難所を閉鎖する場合は、公衆無線 LAN を平常時の設定に復元する。

3 福祉避難所の開設

市は、公共施設や社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる。不足する場合は、県に要請する。

福祉避難所では、関係機関の協力を得て、生活を支援する。

4 避難所外避難者の支援

(1) 避難所外避難者の把握

市は、テント、車中泊等の避難所外避難者の所在について、自主防災組織、自治会等の協力を得て調査を行い把握する。

また、避難所外避難者自らが市に所在を申し出るよう呼びかける。

(2) 避難所外避難者の支援

市は、次の支援を行う。

- ア 地域の避難所での食料、物資等の提供
- イ 保健師等の巡回による健康相談及び指導
- ウ メール配信サービス、公式 facebook 等での情報提供、広報紙の配布
- エ 要配慮者の状況を把握及び避難所又は福祉避難所への移動

5 入浴対策

市は、次の手段で避難者及び断水等で入浴ができない住民に対し、入浴サービスを実施する。

(1) 入浴場所の確保

- ア 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。
- イ 市内の旅館組合等への協力要請を行う。市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合

は県に応援要請を行う。

ウ 自衛隊に入浴支援要請を行う。

(2) 入浴支援

市は、避難所や地域ごとに入浴スケジュール等の割当を検討する。

また、入浴施設までの移動手段を確保する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

■計画の方針

災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、市長は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

1 災害派遣要請の手続き

(1) 要請手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請の要求をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出する。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知する。

ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

防災局 危機対策課 危機対策第1	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代) (内 6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTTFAX025-282-1640 衛星 FAX (発信番号) 401-881
陸上自衛隊 第12旅団長	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 電話 0279-54-2011 内 2285、2286 NTTFAX0279-54-2011 FAX 切替 内 2239
	連絡窓口第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX025-523-5117 FAX 切替 内 239

(2) 災害派遣基準

自衛隊の災害派遣基準は、次のとおりである。

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。(公共性の原則)
- イ 差し迫った必要があること。(緊急性の原則)
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

2 自衛隊の災害初動準備及び自主派遣

各自衛隊は、部隊を自主派遣する場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。

3 派遣部隊の受入体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の受入体制を整える

- (1) 派遣部隊と市との連絡窓口は、本部事務局(受援担当)とする。

- (2) 連絡要員と作業計画の協議、調整する。また、必要な資機材を準備する。
- (3) 宿泊施設（野営施設）を指定する。予定地は、小出郷文化会館駐車場とする。
- (4) ヘリポートについて、開設予定地の管理者等と協議し必要な準備を行う。
- (5) 派遣部隊の現地誘導者を定める。

4 災害派遣部隊の救援活動

災害派遣部隊の救援活動は、概ね次のとおりである。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

出典：防衛省防災業務計画

5 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。

ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

第11節 輸送計画

■計画の方針

被害の状況、交通状況を把握し、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点を明確にした輸送体制を確保する。

1 輸送の原則

市は、優先順位を定めて輸送活動を行う。

災害発生後の各段階において優先されるものは、次のとおりである。

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者

エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階（応急対策活動期）

ア 第1段階の続行

イ 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

ア 第2段階の続行

イ 災害復旧に必要な人員、物資

ウ 生活用品

エ 郵便物

オ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送ネットワークの確保

道路管理者は、県が定める緊急輸送道路の復旧を優先し、緊急輸送ネットワークを確保する。

緊急輸送道路は、高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、1次～3次に区分し指定されている。

1次緊急輸送道路	広域的な輸送に必要な主要幹線道路 県庁所在地、地方中心都市、重要港湾及び空港等を連絡する道路
2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市役所等の主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊など）を連絡する道路
3次緊急輸送道路	1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を相互に連絡する道路

また、市では、市防災拠点施設と県の緊急輸送道路を結ぶ市道を、市緊急輸送道路として指定している。

3 輸送手段等の確保

(1) 緊急通行車両の確認

市は、あらかじめ災害対策用として事前届出済証の交付を受けている車両について、公安委員会（警察署）に確認し標章及び証明書の交付を受ける。

また、事前届出をしていない車両で災害対策に使用する場合は、公安委員会（警察署）に確認申請書を提出し標章等の交付を受ける。

(2) 規制除外車両の確認

医師、医薬品輸送、患者輸送、建設重機等の車両は、それぞれの所有者が公安委員会（警察署）に申請を行い、規制除外車両の確認を行う。

(3) 輸送車両の確保

市は、物資、被災者等の輸送が必要な場合、民間事業者に輸送を要請する。調達が困難な場合は、県にあっせんを要請し、公益社団法人新潟県トラック協会小千谷支部等から確保する。

(4) ヘリコプターの確保

市は、孤立地区への物資等の輸送のため、ヘリコプターが必要な場合は、県を通じて、県消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

(5) 燃料の確保

市は、協定に基づき新潟県石油商業組合魚沼支会から燃料の優先供給を要請する。

4 輸送中継基地の確保

物資の受け入れを参照のこと。

5 ヘリポートの確保

市は、臨時ヘリポートの適地から選定し、施設管理者等と協議してヘリポートを指定する。また、自衛隊等の連絡員と開設準備や運用について協議する。

第12節 消火活動計画

■計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民による初期火災の延焼防止及び消防本部等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

1 初期消火

住民、自治会・自主防災組織、事業所等は、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に火災発生を通報しなければならない。

消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

(1) 消防団の参集

参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属方面隊へ参集し、消防資機材等を準備する。

(2) 周辺住民への警戒広報

出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

(3) 情報の収集、伝達

現地の火災状況等を消防本部へ電話、無線等により連絡する。

(4) 消火活動

消防部隊が到着するまでの間、住民、自主防災組織等と協力し、迅速で効果的な消火活動に当たる。消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。

2 火災対策

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。

(1) 職員の招集

火災防ぎょ活動に必要な職員の迅速な参集を図る。

(2) 火災情報の収集

119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団等からの情報を収集する。

(3) 緊急通行路の確保

ア 県警察及び道路管理者からの情報をもとに火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。

イ 警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を行う。

(4) 火災防ぎょ活動

ア 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。

イ 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保のための消防活動を行う。

ウ 指定避難所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。

(5) 消防水利の確保

火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保を図る。

3 広域応援の要請

(1) 消防の広域応援

消防長は、自消防本部の現有勢力で対応が困難であると判断した場合は、速やかに「魚沼市消防本部受援計画」に基づき応援要請を行い、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保する。

(2) 応援隊の受入れ及び支援

応援隊の受入れ場所は、消防本部敷地等を予定する。

市は、応援隊の車両の燃料補給等の支援を行う。

第13節 水防活動計画

■計画の方針

市は、関係機関と協力し、洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。また、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。

1 水防態勢の確立

市は水防管理団体として、気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防計画に基づき消防団の配備指令を行い、水防態勢を整える。消防団に発する配備指令は、概ね次のとおりである。

なお、水防に関する情報については、第4節を参照のこと。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員を待機させ、直ちに次の段階に入り得る態勢	水防に関係ある気象の予報又は注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準備	消防団の長は、所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水門、閘門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員に出動させる。	水防団待機水位を超え、かつ氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	消防団の全員が所定に集合し、警戒配備につく。	河川水位が氾濫注意水位以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき。

2 河川等の巡視

水防管理者（市長）は、河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所又は消防団等から通報があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

3 浸水区域の警戒

水防管理者（市長）は、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

- (1) 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所
- (2) 過去に洪水被害を生じた箇所
- (3) 地形地質上の弱堤箇所
- (4) 土地災害防止の観点から弱堤箇所
- (5) 二次被害防止の観点からの低標高箇所
- (6) 主要河川構造物の設置箇所

4 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは、消防団長、水防協力団体の構成員及び消

防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

5 市民の安全確保

市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。対策については、第8節を参照のこと。

6 被害拡大防止

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防団長、水防協力団体の代表者及び消防機関の長は、直ちにその状況に関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。

また、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。

第14節 救急・救助活動計画

■計画の方針

災害により被災した住民等に対し、市、消防本部、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急、救助活動を行う。

1 初動活動

救助すべき者を発見した時は、直ちに消防本部に通報する。電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両や付近住民に協力を求める。

消防団員は、直ちに自発的速やかに参集して指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急、救助活動を実施する。

2 救助活動

- (1) 消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。
- (2) 消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急救助体制を確立する。
- (3) 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。
- (4) 必要に応じ、県警察に救急救助活動の応援を要請する。

3 救急活動

- (1) 消防本部は、広域災害・救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政、医療機関、消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。
- (2) 救急車で搬送が困難と判断された場合等、必要があるときは県ドクターヘリ、県消防防災ヘリ、県警察ヘリ等による搬送を要請する。

4 広域応援の要請

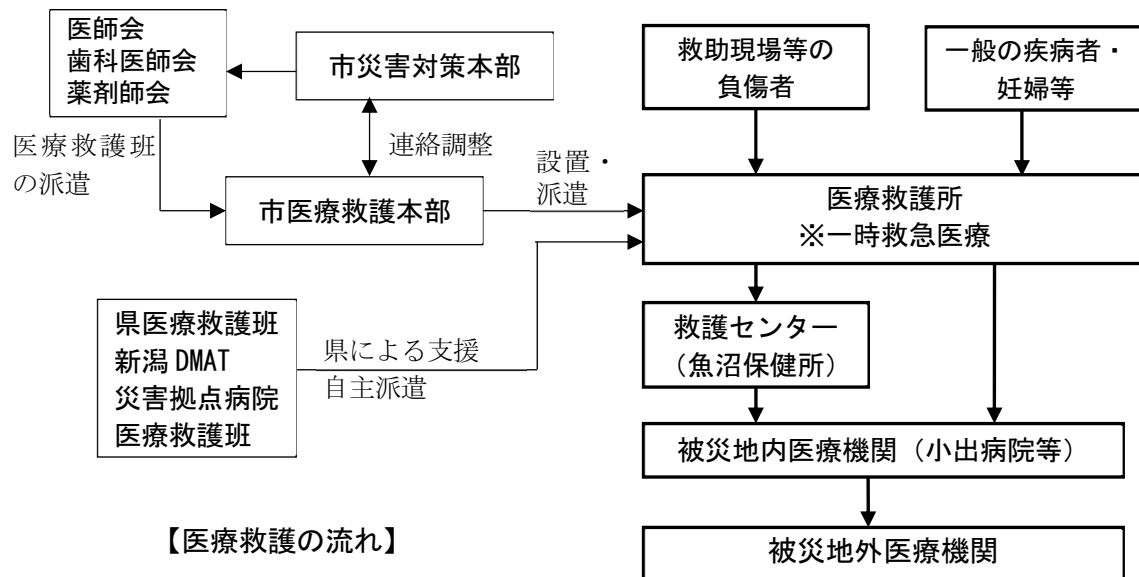
広域応援の要請については、第12節を参照のこと。

第15節 医療救護活動計画

■計画の方針

災害により多数の傷病者が発生したとき又は災害により市内の医療機能が低下した場合は、一般社団法人小千谷市魚沼市医師会、一般社団法人小千谷北魚沼歯科医師会、魚沼薬剤師会、県保健所等と連携し、災害状況に応じた適切な医療救護（助産含む）活動を行う。

なお、災害時の医療救護活動は、「魚沼市災害時医療救護活動マニュアル（第二次改定版）」（平成30年7月）によるものとする。



1 医療救護体制の確立

(1) 被災状況の把握

市は、市内の医療機関の機能、傷病者等の状況等を把握する。

(2) 医療救護本部の設置

市は、多数の傷病者が発生した場合は、医療救護の指揮・調整を行うため、本庁舎に医療救護本部を設置する。本部の指揮は、医師会長又は副会長等が行う。

また、被災地における医療救護の窓口として、被災状況等の情報収集・提供や医療全般に渡る要請に対応するとともに、関係機関との連携による災害時医療の企画調整を行うために、魚沼市医療救護本部と併設される魚沼地域災害医療コーディネートチーム（魚沼保健所）の災害医療コーディネーター（保健所長）と連携する。

2 応急医療救護

市は、通常の医療体制では対処できない場合、次の応急医療救護活動を実施する。

(1) 医療救護班の編成及び派遣

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に対し、医療救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。市の体制では十分でない場合は、災害医療コーディネーター（保健所長）を通じて、県災害対策本部へ派遣を要請する。

(2) 医療救護所の設置

市は、多数の傷病者が発生した場合等に医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）等を行う。医療救護所の設置予定施設は次のとおりである。

堀之内社会福祉センター、北部公民館、小出子育て支援センター、湯之谷保健センター、 広神コミュニティセンター、守門健康センター、入広瀬保健センター

(3) 医療救護所での活動

医療救護所での活動は、概ね次のとおりである。

- | |
|---|
| ア 初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）
イ 災害拠点病院等への移送手配
ウ 医療救護活動の記録
エ 死亡の確認
オ 患者収容状況等の活動状況報告 |
|---|

(4) 傷病者の搬送

救助現場等から救護所への搬送は、消防本部の救急車、他機関の車両等で搬送する。救護所から災害拠点病院等への搬送は、救急車又は県ドクターヘリ等で搬送する。

(5) 後方医療機関

重症者は、小出病院、災害拠点病院に収容する。

基幹災害拠点病院	長岡赤十字病院、新潟大学医歯学総合病院
地域災害拠点病院 (魚沼二次医療圏)	新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院、県立十日町病院

3 医薬品等の確保

市は、(一財)魚沼市医療公社及び薬剤師会から必要な医薬品等を確保する。不足する場合は、保健所を通じて要請する。血液製剤は、日本赤十字社新潟県支部に要請する。

4 人工透析患者への対応

市は、医療情報を入手し、メール配信サービス、公式 facebook 等で提供する。人工透析患者の緊急対応は透析医療機関（小出病院）で実施するが、困難な場合は、透析医療機関から「日本透析医会災害時医療情報ネットワーク」(新潟大学医歯学総合病院)へ患者受入れを要請する。

第16節 防疫及び保健衛生計画

■計画の方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身に不調をきたしたり、感染症が発生しやすくなることから、防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

また、医療、保健の情報や被災者の健康状態を把握し、保健衛生上必要な対策をとる。

1 保健衛生対策

(1) 県による巡回

魚沼保健所は、保健師（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加）を中心として巡回保健班を編成し、市保健師等との連携・協働により、避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、要配慮者の健康状態の確認及び保健指導を実施する。

(2) 避難所での活動

市は、避難者の健康を管理するため、医療救護活動終了後に、避難所に救護所（救護スペース）を設置する。救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会で編成した医療救護班による巡回医療を実施する。その場合、県の活動と連携する。

また、保健師等によりエコノミークラス症候群や不活発病等の防止のための予防方法の周知、指導、健康相談等を実施する。避難所外の避難者にも同様に実施する。

その他、精神科医等によるメンタルヘルスケア、管理栄養士等による栄養・食生活支援を実施する。

(3) 避難所の生活環境の整備

市は、避難所の状況について県に報告するとともに、生活環境の維持を図る。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）	イ 衣類及び寝具の清潔の保持
ウ 身体の清潔の保持	エ 室温、換気等の環境
オ 睡眠及び休養の確保	カ 居室、トイレの清潔
キ プライバシーの保護	

2 防疫対策

(1) 県の防疫対策

魚沼保健所は、必要に応じて、災害防疫対策本部を設置し、次の防疫活動を実施する。

ア 感染症発生予防対策（感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動）

イ 健康調査、健康診断

ウ 感染症発生時の対策（感染症指定医療機関等への入院措置、濃厚接触者に対する知識、消毒方法等の保健指導）

エ 臨時予防接種の実施又は実施指示

(2) 市の感染症発生予防対策

市は、次の感染症発生予防対策を実施する。

ア 避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に、薬剤を調達し、避難所運営組織、自治会等を通じて配布、消毒を指導する。

イ 飲料水、食物、手洗い及びうがいの励行等をチラシ等で周知、指導する。

ウ 道路、水路、溝渠等を消毒する。

エ 県が定めた地域内で、ねずみ及び昆虫を駆除する。

オ 感染症発生時は、台所、便所、排水口等の消毒を実施する。汚物、し尿は消毒後に処理する。

3 食品衛生確保対策

魚沼保健所は、次の食品衛生確保対策を実施する。

- (1) 市及び食品調製施設に対する監視指導
- (2) 食品衛生監視員による炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- (3) 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導
- (4) 食品衛生監視員による食品関連被災施設に対する監視指導
- (5) 地区食品衛生協会への被災状況の把握の要請

4 栄養指導対策

市管理栄養士等は、魚沼保健所が設置する栄養指導班と連携し次の栄養指導を実施する。

- (1) 炊き出しの栄養管理指導
- (2) 避難所、仮設住宅及び被災家屋の巡回による巡回栄養相談
- (3) 要配慮者に対する栄養相談
- (4) 適切な食料供給に関する助言

魚沼保健所は、市の災害の状況により必要に応じて県栄養士会に支援を要請する。

また、県健康対策課と連携して受援体制（日本栄養士会災害支援チーム JDA-DAT を含む）を調整する。

第17節 こころのケア対策計画

■計画の方針

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

1 被災者のこころのケア対策

市は、被災者のこころのケアをするために、魚沼保健所と連携し、被災者の精神的健康状態を把握し、避難所での精神疾患急変時等への個別対応や要配慮者等への個別対応を行うと共に、精神科医等による健康相談や県が設置するこころのケアホットライン等を周知する。

また、魚沼保健所を通じて、必要に応じてこころのケアチーム（災害派遣精神医療チーム（D PATを含む。））派遣等の支援を県に要請する。

さらに、避難所閉鎖後も含め、慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール、PTSD等の問題の早期発見、適切なケア等、被災者のこころのケアについては、必要に応じ長期的な支援を行う。

2 児童生徒等に対するこころのケア対策

市教育委員会は、県からのカウンセラーの派遣を受け、各学校で次の対策を行う。

- (1) 県の派遣する臨床心理士による「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。
- (2) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェック及びスクリーニングを実施する。
- (3) 教員による児童生徒等への早期カウンセリングを実施する。

第18節 廃棄物の処理計画

■計画の方針

あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の処理について迅速な処理を行う。

なお、処理の方針は、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）によるものとする。

生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。12種類に区分される。

1 生活ごみ・避難所ごみ

市は、生活ごみについては通常と同様の収集・処理を実施する。避難所ごみについては、収集計画を立案し、廃棄物収集運搬業者等に収集・処理を要請する。

2 し尿

市は、仮設トイレ等のし尿収集、処理について、協定に基づいて事業者に要請する。

3 災害廃棄物

(1) 仮置場の設置

短期間の仮設集積所となる一次仮置場、中長期の仮設集積所となる二次仮置場の設置を検討し、公共用地等から選定する。

仮置場を設置する場合は、スペースの配置計画を検討するとともに、作業員、監督員等を確保する。

一次仮置場	被災家庭や路上等に排出された水害廃棄物を早急に撤去するために、被災地区に設けた一時的に設ける集積場所である。設置期間が数日から一週間程度の短期間の利用を目的とする
二次仮置場	中間処理・再資源化が望まれる水害廃棄物を保管するために設ける集積場所である。設置期間が一次仮置場より長期間にわたり、分別作業等が行える広さを有することが望ましい。

(2) 廃棄物の搬入

廃棄物の仮置場への搬入は、被災者が行うものとする。市は、仮置場で住民が搬入する際に、廃棄物の種類に応じて分別するよう指導する。

なお、処理能力を超える廃棄物が発生する場合は、仮置場にて、選別、焼却、破碎等の処

理が可能な施設を設置し、運用する。

(3) 処理

市は、仮置場で分別した廃棄物をエコプラント魚沼等に搬入し処理する。被災した場合は、近隣施設に要請する。

なお、処理にあたっては、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

市のみでは、処理が困難な場合は、相互応援協定に基づき県内市町村等に支援を要請する。

(4) 環境大臣による廃棄物処理の代行

市が環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

4 住宅の解体撤去

災害により被災した建物の解体撤去は、所有者が行うことを原則とする。

市は、解体撤去が国庫補助の対象となった場合、解体事業者等に解体撤去と仮置場への搬送を発注して行う。

第19節 トイレ対策計画

■計画の方針

避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査して、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、避難所及びトイレの使用が困難な地域のトイレを確保する。

また、衛生的に使用するための管理を行う。

1 仮設トイレの設置

(1) トイレ需要の把握

市は、職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(2) 仮設トイレの確保

市は、レンタル事業者との協定等に基づき、仮設トイレを確保する。不足する場合は、県や広域応援により要請する。確保にあたっては、バリアフリー対応やオストメイト対応トイレの確保に努める。

仮設トイレは、避難所及び断水地域の公園や公共施設に設置する。設置にあたっては、女性や子ども及び要配慮者に対する安全、プライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行う。

(3) マンホールトイレの設置

市は、公共施設に整備されているマンホールを活用し、仮設のマンホールトイレを設置する。

(4) 携帯トイレの確保

市は、自宅等の既存トイレを活用できるよう、救援物資として携帯トイレを確保し、断水地域の住民に配布する。

2 仮設トイレの管理

市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。

また、トイレの使用等の周知を行いトイレの円滑な利用を図るとともに、避難所自治組織や地域住民が定期的な清掃を行い管理するようにルールづくりを行いトイレの清潔を保持する。

第20節 食料・生活必需品等供給計画

■計画の方針

住家等の被災や流通が機能しないため、避難者及び被災者に対し、食料、物資等を供給する。

なお、避難が長期にわたる場合は、食材提供による自炊等、避難者自らが避難所生活を運営する等の段階的な供給体制を構築する。

1 食料の供給

(1) 食料需要の把握

市は、避難所の避難者数、避難所外避難者数等の情報から供給対象者を把握する。

なお、食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難勧告・避難指示（緊急）等に基づき避難所に受け入れた人※
 - イ 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
 - ウ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
 - エ その他、本部長が必要と認めた者
- ※避難所外の施設や車中泊、テント泊をしている被災者も対象とする。

(2) 備蓄の活用

発災当初の食料は、避難者が持参した家庭内備蓄で充当する。

市は、家庭内備蓄を持参できなかった避難者に市の備蓄を供給する。市の備蓄は、避難所の情報に基づき、備蓄倉庫から避難所に搬送する。

(3) 食料の確保

市は、次の方法で食料を確保する。

- ア パン、缶詰、弁当等の供給を協定事業者等に要請する。
- イ 自治体や団体からの救援物資を受け入れ、活用する。
- ウ 県に供給を要請する。
- エ 自衛隊に炊き出しを要請し、使用する米穀等を確保する。
- オ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮が必要な食品を確保する。

(4) 食料の配送

市は、パン、弁当等を事業者に要請した場合は、直接、避難所に配送するよう要請する。

救援物資は、物資集積拠点で受け入れ、輸送業者の協力を得て避難所に配送する。

自衛隊の炊き出しによる食料の配送は、自衛隊又は輸送業者に要請する。

(5) 食料供給の配慮

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、食料の多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、要配慮者への配慮、アレルギー食等に配慮する。

(6) 被災者による自炊

市は、避難生活が長期にわたる場合は、滞在・自炊希望調査を実施し、自炊の希望を把握する。市は、自炊の希望がある避難所には、調理器具の貸付け及び食材、燃料の提供を行う。

2 生活必需品の供給

(1) 生活必需品需要の把握

食料と同様に把握する。

なお、生活必需品供給の対象者は、住家の被害により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を失い、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 備蓄の活用

食料同様に家庭内備蓄を活用する。

市は、家庭内備蓄を持参できなかった避難者に市の備蓄を供給する。市の備蓄は、避難所の情報に基づき、備蓄倉庫から避難所に搬送する。

(3) 生活必需品の確保

ア 生活必需品の供給を協定事業者等に要請する。

イ 自治体や団体からの救援物資を受け入れ活用する。

ウ 県に供給を要請する。

(4) 生活必需品の配送

生活必需品は、物資集積拠点で受入れ、輸送業者の協力を得て避難所に配送する。

3 救援物資の受入れ

(1) 情報の発信

市は、災害対策で必要な物資等を受け入れるため、市ホームページ、報道機関等を通じて物資の要請を行う。

(2) 救援物資の受入れ方法

市は、一度に大量の物資が集まることを抑制するため、次の対応を行う。

ア 個人等からの小口の物資は受入れの対象外とする。

イ 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出があった時点で登録する。

ウ 市が必要となった場合、登録した品目、数量等を供給先に連絡し、供給を受ける。

エ 生鮮品等の保存期間が短い食品は、受入れの対象外とする。

(3) 物資受入れ体制

ア 物資供給が少ない場合の措置

市は、公共施設から適当な施設をそれぞれ物資集積拠点として確保し、受入れのために複数の職員を配置する。

イ 物資供給が多い場合の措置

被災者へ物資を大量に供給する必要がある場合、市は、民間物流事業者に施設の活用、物資の受入れ、管理、避難所への配送を委託する。

第21節 要配慮者の応急対策

■計画の方針

避難からその後の生活までの各段階において、要配慮者のニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じる。その際には、地域住民、自主防災組織、関係団体、社会福祉施設等（社会福祉施設・医療施設等）及び行政が協働し、支援を行う。

1 避難行動要支援者の避難支援

避難支援者は、あらかじめ提供された同意者名簿、災害発生時に市から提供された非同意者名簿を活用し、避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援及び安否確認を行う。

市は、避難支援者等から安否情報を収集し、安否不明な方の確認作業を行う。

2 避難所での支援

(1) 要配慮者の把握

市は、魚沼保健所の巡回保健班と連携し、保健師や包括支援センター職員等の協力により、要配慮者の健康状態の確認を行う。

(2) 生活支援

市は、避難所に要配慮者専用スペースを確保し、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者を受け入れる。

また、介護職員の派遣、手話通訳等の確保、食料への配慮、バリアフリー対応トイレの設置等、必要な支援を行う。

3 福祉避難所等への受入れ

市は、公共施設を福祉避難所として指定し、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる。さらに、社会福祉施設に緊急受入れを要請する。

また、宿泊施設を福祉避難所とするなど、可能な限り避難環境への配慮を行う。

4 在宅要配慮者の支援

市は、在宅や仮設住宅の要配慮者が通常の福祉サービスが受けられるよう、福祉事業者等に要請する。

5 外国人の支援

市は、国際交流協会等と連携して、外国人の被災状況を把握する。

また、県と連携して多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等を実施する。

第22節 学校等における応急対策

■計画の方針

小中学校、幼稚園、保育園及び認定こども園の校長・園長等（以下、本節において「校長」という。）は、あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、生徒（園児・児童・生徒）の安全を確保する。

また、指定避難所の学校（幼稚園・小学校・中学校）等は、避難所の開設、運営に協力する。被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

1 災害時の対応

(1) 災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

下校措置に当たっては、中学校については集団下校、幼稚園・小学校については必要に応じて教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

保護者と連絡が付かない生徒又は帰宅しても保護者が家にいない生徒については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

(2) 災害が発生した場合の措置

ア 在校中

生徒が在校中に災害が発生した場合は、避難勧告等の発令に対応して安全な避難場所に避難又は学校で待機する。

校長は、必要に応じ、可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、市ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

避難させた生徒等を帰宅させるときは、基本的に保護者に引渡す。

イ 休日夜間

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

また、被災地域の生徒の安否を把握する。

(3) 情報の集約・伝達

市教育委員会は、生徒、教職員の安否、学校の被害状況等の情報を収集し市災害対策本部、県教育事務所へ伝達する。

また、県からの情報を学校に伝達する。

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置等の情報は、市のメール配信サービス、広報紙、ケーブルテレビ等により広報し、保護者等への伝達に努める。

2 教育活動の再開に向けた措置

(1) 学校再開時期等の判断・評価

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

(2) 生徒等の心のケア

ア 臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。

イ 学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

(3) 学用品等の手配

市教育委員会は、学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

3 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき、若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

4 幼稚園・保育園等の応急対策

(1) 災害時の対応

園長は、気象情報等の把握に努め、事前に帰宅措置をとる。留守家庭等の帰宅できない園児については、状況を判断し園内に保護し、保護者等に引き渡す。

災害が発生した場合は、学校と同様の措置をとる。

(2) 応急保育

市は、保育園の被害状況を把握し、応急復旧を行い早期に保育を再開するよう努める。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、一時的な保育を行うよう努める。

第23節 文化財応急対策

■計画の方針

暴風、洪水により文化財に被害が生じた時には、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずるなど、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が現状より失われないような必要措置をとる。

1 文化財施設の対応

文化財施設の管理者は、次の対応をとる。

(1) 入館者等の避難・安否確認

入館者等を速やかに安全な場所に誘導し、負傷者の手当、逃げ遅れの確認等を行う。施設が危険な場合、入館者等に状況を説明のうえ、指定緊急避難場所等に誘導する。

(2) 災害への対応

初期消火、救助、搜索活動、消防署への通報を行う。

(3) 被災状況の把握と教育委員会への報告

被害状況の把握を行い、入館者及び施設管理職員等の安否を確認するとともに、結果を市教育委員会に報告する。

2 指定文化財への対応

(1) 国及び県指定等文化財

市教育委員会は、市内に所在する文化財の被害状況を把握し、県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護、救出に当たる。あわせて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

(2) 市指定等文化財

市教育委員会は、文化財の被害状況を把握し、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。あわせて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(3) 未指定文化財への対策

市教育委員会は、被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

第24節 障害物の処理計画

■計画の方針

災害により発生した障害物を速やかに除去することにより、緊急輸送道路等の施設の機能を確保する。

特に、降雪期においては、除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施にあたるものとする。

1 道路上の障害物の除去

道路管理者は、緊急輸送道路を優先に道路上の障害物を除去する。

市は、市指定の緊急輸送道路を優先に、協定に基づいて、魚沼市建設業者会、一般社団法人新潟県解体工事業協会等の協力を得て、道路上の障害物を除去する。

また、積雪期においては、障害物とともに緊急輸送道路、防災拠点施設周辺の除雪作業を要請する。

2 放置車両の移動

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

3 住宅関係障害物の除去

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づきその除去を行う。対象者は次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの(2) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの(3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの |
|--|

4 河川における障害物の除去

河川管理者は、河川区域内の障害物の除去を行う。作業は、道路と同様とする。

第25節 遺体等の捜索・処理・埋火葬計画

■計画の方針

災害による建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等による遺体（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、安置、処理、埋葬等一連の業務を警察、行政等が連携して迅速に行う。

1 遺体の捜索

市は、県、警察、消防、自衛隊の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の捜索を実施する。

市は、相談窓口等で住民から行方不明者の情報を収集するとともに、警察、消防が把握した情報を共有することに努める。

2 遺体の収容

(1) 遺体安置場所の設置

市は、遺体の検案、身元識別のため又は死亡者が多数のため短期間のうちに埋葬できない場合は、遺体の安置場所を確保する。

また、遺体を安置するため柩、ドライアイス、ビニールシート等の資機材や、納棺業務等を葬祭業者に要請する。確保が困難な場合は、県に要請する。

(2) 遺体の搬送

遺体の発見現場から遺体安置所までは、発見した機関が搬送する。

3 遺体の検案及び処理

(1) 遺体の調査

警察は、検視規則及び死体取扱規則等に基づき、遺体安置場所にて遺体の調査を行う。

(2) 検案

市は、一般社団法人小千谷市魚沼市医師会、一般社団法人小千谷北魚沼歯科医師会、日本赤十字社新潟県支部及び一般社団法人新潟県医師会等に、医師による死因、その他の医学的検査を要請する。

また、検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

なお、遺体の検案場所は、水道・電気等の設備を有する施設とし、遺体安置場所を兼ねるものとする。

設置予定箇所は、公共施設等から指定する。

(3) 身元確認

警察は、身元が不明な場合について、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

4 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋火葬

遺族に引き渡した遺体は、通常と同じ手続きで火葬を実施する。

身元が判明しない遺体は、市が火葬を実施し、遺骨及び遺留品を保管し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

(2) 広域火葬

市は、魚沼市斎場が被災した場合又は火葬能力が不足する場合は、相互応援協定に基づき南魚沼市、十日町市、津南地域衛生施設組合に応援を要請し、火葬場を調整する。

また、被災者が自力での火葬等が困難な場合は、遺体の搬送等を支援する。

霊柩車や骨つぼ等が不足する場合は、公益社団法人新潟県トラック協会、新潟県葬祭業協同組合に手配をするよう県に要請する。

第26節 愛玩動物の保護対策

■計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難することが予想される。

これらに対し、動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼育に関し、動物愛護センター等県関係機関、県獣医師会、県動物愛護協会等関係機関に支援を要請するとともに協力体制を確立し、情報の共有化により、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

1 避難場所・避難所の対応

同行避難した愛玩動物の飼養管理は、原則としてペットの所有者が行うものとする。

市は、避難場所・避難所敷地内に同行避難した愛玩動物を飼育するスペースを指定し、飼い主に飼養について協力を要請する。

また、県にペットフードや飼育用品の供給及びケージ等の確保の支援を要請する。

2 動物救済本部による支援

県は、動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し動物救済本部を設置する。

市は、県と協働し動物救済本部に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供やその活動を支援する。

動物救済本部の役割は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <p>(1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市町村の災害対策本部に物資を提供する。</p> <p>(2) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(3) 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。</p> <p>(5) 飼い主さがし
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。</p> <p>(6) 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。</p> <p>(7) 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。</p> <p>(8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営
募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働する。</p> |
|---|

第27節 ガスの安全・供給対策

■計画の方針

災害発生後直ちに、二次災害防止のために必要な緊急点検及び応急対策を実施する。

都市ガスの供給を停止した場合は、二次災害防止措置と並行して早急に復旧計画を定め、安全を最優先としながらも復旧・供給開始が早期に完了し、住民生活の安定が図れるよう最大限の措置を講じる。

1 都市ガス

市は、次のようにガスの安全・供給対策を実施する。

- (1) ガス供給設備の安全点検を行う。
- (2) 消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。
- (3) 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルにしたがって安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。

2 LPガス

LPガス事業者は、次のようにガスの安全・供給対策を実施する。

- (1) 速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。
- (2) 必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
- (3) 市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
- (4) 流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

第28節 給水・上水道施設の応急対策

■計画の方針

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

応急給水目標水量は、災害発生から3日以内は1人1日3リットル、1週間以内に20～30リットル、2週間以内に30～40リットルの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓を設置（応急復旧の完了）することを目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

1 被害状況の把握

市は、次の方法で、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

- (1) 遠隔監視制御設備等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認
- (2) 職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録
- (3) 他のライフライン担当部局等から情報収集

2 上水道施設の復旧

市は、上水道施設が被災した場合、次のように復旧する。

- (1) 二次災害の防止措置
 - ア 配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保
 - イ 消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置
 - ウ 上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置
 - エ 衛生確保のため被害発生地区の管路の遮断
- (2) 応急復旧計画の策定
主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数を迅速かつ的確に把握し、地区ごとに応急復旧計画を策定する。
- (3) 応援要請
動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、必要により公益社団法人日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会、魚沼市管工事業協同組合等に応援要請を行う。
- (4) 応急復旧活動
市は、次とおり応急復旧活動を実施する。
 - ア 取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。
 - イ 病院、避難所、社会福祉施設等を優先する。
 - ウ 他のライフライン事業者と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。
 - エ 積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。
 - オ 日報、写真等により活動状況を記録する。

3 給水活動

市は、次のように断水地域への給水活動を実施する。

(1) 応急給水計画の策定

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数を迅速かつ的確に把握し、地区ごとに応急給水計画を策定する。

(2) 給水資器材等の確保

公益社団法人日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会、他の水道事業者、自衛隊に要請して、給水活動に使用する給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等を確保する。

また、被災者が必要な給水袋等も確保する。

(3) 給水拠点の設定

給水拠点は、避難所、断水地域の公園等に設定する。

(4) 優先給水

医療施設、要配慮者利用施設等に優先的に給水を行う。

(5) 給水方法

給水拠点に給水タンクを設置し、給水車、給水タンク積載車で飲料水を運搬する。

給水拠点では、設置された給水タンクから被災者が持参したポリタンク、バケツ等に、避難所の自主運営組織、自主防災組織等の協力を得て給水を行う。

なお、給水体制が整わない場合は、ペットボトル等の保存水を確保し、被災者に供給する。

第29節 下水道施設の応急対策

■計画の方針

市は、被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。

1 緊急調査等

市は、下水道等施設の緊急点検及び緊急調査を実施し、県へ報告する。

2 施設の応急復旧

(1) 応急復旧

市は、緊急調査に基づき応急復旧計画を策定し、概ね、次のとおり復旧を実施する。復旧にあたっては、避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。

風水害後～3日 目程度	・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
3日目程度～1週間 間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
1週間程度～1ヶ月 程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
1ヶ月程度～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

(2) 住民広報

市は、下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

(3) 応援要請

市は、資機材や人員が確保できない場合は、県及び協定市町村、協定事業者等に支援を要請する。

3 施設の本復旧

市は、災害復旧が速やかに行えるよう、国及び県と連絡調整を行い、本復旧計画策定のため調査及び準備を行う。

本復旧は、本復旧計画を策定し、実施する。本復旧にあたっては、避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。

第30節 危険物等施設の応急対策

■計画の方針

危険物施設等（危険物施設・火薬類貯蔵施設・高圧ガス施設・毒劇物保管施設・有害物質取扱施設・放射線物質施設等）の風水害等による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

1 施設の対応

危険物等施設の管理者は、風水害発生時に次の対応をとる。

- (1) 風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。
- (2) 風水害により被害を受けた場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。
- (3) 風水害により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。
- (4) 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。
- (5) 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

2 防ぎよ活動

消防本部は、事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。

災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、使用の一時停止を命じ又はその使用を制限する。

市は、飲料水汚染の可能性のある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。

3 住民等への対応

(1) 広報活動

市は、災害が発生し又は発生の恐れがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況、避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。

(2) 避難措置等

市は、危険物等の流出及び火災が発生した場合は、火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。

第31節 道路・橋梁等の応急対策

■計画の方針

道路管理者は、各関係機関や団体と協力し、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

1 被災状況の把握と施設の緊急点検

(1) 被災状況の把握

道路管理者は、道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報を収集する。

特に、緊急輸送道路に指定された路線は最優先に情報を収集する。

(2) 施設の緊急点検

道路管理者は、橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

2 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

(1) 通行規制等の緊急措置

道路管理者は、道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

なお、交通規制等の実施者は、次のとおりである。

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度に	道路交通法第6条第4項 第75条の3

	において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限することができる。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限することができる。	道路法第46条

(2) 道路情報の周知

道路管理者は、道路情報板、市ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

3 道路啓開と応急復旧

道路管理者は、次のとおり対応する。

(1) 道路啓開

ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者と連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

イ 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。

また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を要求する。

ウ 道路啓開は、原則として2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

エ 道路上の障害物の除去について、県警察、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力を要請する。

(2) 放置車両の移動

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。

(3) 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また、集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

(4) 道路占有施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占有施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

第3.2節 土砂災害・斜面災害応急対策

■計画の方針

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。

また、周辺住民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難勧告等の発令及び避難誘導等を実施する。

1 土砂災害等の調査

(1) 土砂災害等の調査

市及び県は、土砂災害等を確認した場合、次の調査を行う。

- ア 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
- イ 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。
- ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- エ 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。

(2) 住民への広報

市は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移について、防災行政無線、広報車、市ホームページ等で周辺の住民等に広報する。

2 応急対策工事の実施

市及び県は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

被害が拡大するおそれのある場合は、ワイヤーセンサーや伸縮計等の感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の配置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

3 避難措置

市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、周辺住民にその調査概要を周知し、避難勧告等の発令及び避難誘導等を実施する。

また、異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第3.3節 河川の応急対策

■計画の方針

河川管理者等は、風水害による河川施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

被害が発生した場合は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事に着手する。

1 災害の未然防止

(1) 点検及び巡視

県及び北陸地方整備局信濃川河川事務所は、降雨等により河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがある場合、下記の点検及び巡視を行う。

- ア 河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に近づいている箇所
- イ 過去に洪水被害が生じた箇所
- ウ 地形地質上脆弱な箇所
- エ 土地利用上からの弱堤箇所
- オ 二次災害防止の観点からの低標高箇所
- カ 主要河川構造物の設置箇所

(2) 異状発見時の措置

県及び北陸地方整備局信濃川河川事務所は、点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。

危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。

また、施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市町村、消防機関、県警察等へ通報する。

(3) 避難措置

市は、施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難勧告等の発令及び避難誘導等を実施する。

2 被害の拡大及び二次災害の防止

県及び北陸地方整備局信濃川河川事務所は、点検、巡視で施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。

3 応急復旧

県及び北陸地方整備局信濃川河川事務所は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

第34節 農地・農林業用施設等の応急対策

■計画の方針

市、県、土地改良区、森林組合及び各施設管理者等は、連携して気象情報や洪水発生等の水象情報の収集、連絡にあたるとともに、各々が管理管轄する各施設等の緊急点検を行い被害状況の把握及び二次災害防止措置、緊急的応急対策を速やかに実施し、農地、農林業用施設等の機能回復に努める。

1 土砂災害発生箇所の応急対策

市及び関係機関は、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。

二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。

2 主要構造物や建築物（排水樋門等）の応急対策

市及び関係機関は、専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。

また、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。

二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。

3 浸水区域における応急排水対策の実施

市及び関係機関は、締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。

不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。

4 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策

市は、避難路や緊急輸送路となる農道について、優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。

第35節 農林水産業応急対策

■計画の方針

農林水産業生産者、農林水産業施設の所有者・管理者は、風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。市、県及び関係団体等は、これに必要な情報提供や指導を行う。

被害発生後は、関係団体が連携して、農林水産物の被害状況の調査集約を行う。この結果により、応急処置、二次災害防止に努め、施設及び生産者等の損失を最小限に食い止める。

1 農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、県地域振興局に報告する。

(2) 二次災害防止指導

市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

ウ 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置

エ 農舎、農業施設等の火災防止措置

(3) 応急対策

市及び県地域振興局は、農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

ア 農作物の病虫害発生予防のための措置

イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

オ 種苗の供給体制の確保

カ 消雪促進のための措置

キ 農業用施設の応急工事等の措置

2 家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

市は、県地域振興局、家畜保健衛生所と連携して、家畜飼養者の被害状況を調査する。

(2) 二次災害防止対策

市は、家畜飼養者、農業協同組合等に次の二次災害防止対策を指示する。

ア 畜舎の二次倒壊防止措置

イ 停電発生農場への電源供給

ウ 生存家畜の救出

エ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置

(3) 応急対策

市は、県と連携して次の応急対策を講じる。

ア 死亡・廃用家畜の処理

- (ア) 死亡家畜の受入れ体制確保
- (イ) 死亡家畜の埋却許可
- (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査
- (エ) 家畜廃用認定
- (オ) 家畜緊急輸送

イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置

- (ア) 家畜飼養者に対する衛生指導
- (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
- (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保

ウ 動物用医薬品及び飼料等の供給

- (ア) 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給
- (イ) 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給

3 林産物及び林業施設

(1) 被害状況の把握

市は、生産者や関係団体等から被害状況及び緊急措置の実施状況を把握し、県地域振興局へ連絡する。

(2) 二次災害防止

市は、緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、次の指導等を行う。

ア 倒木等の除去

イ 林業用関係施設の倒壊防止措置

ウ 燃料、ガス等漏出防止措置

(3) 応急対策

市は、県地域振興局及び関係団体と協力して、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。

ア 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置

イ 病虫害発生予防措置

ウ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

エ 応急対策用資機材の円滑な供給

オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導

4 水産物及び水産施設

(1) 被害状況の把握

市は、関係団体等から水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県に報告する。

(2) 二次災害防止

市は、関係団体と連携して、次の対策を実施する。

ア 被災した養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。

イ 養殖魚越冬施設の損壊や養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。

ウ 融雪水等により流出した流木等、漂流物の早期回収措置を図る。

(3) 応急対策

市及び県は、関係団体と連携して、次の対策を実施する。

- ア 水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の養殖施設の避難又は取水方法の改善を図る。
- イ 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。
- ウ 生育に悪影響を与えると考えられる養殖物等に付着した泥を可能な限り除去する。
- エ 土砂又は流木等により機能低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復を図る。

第36節 商工業応急対策

■計画の方針

風水害の発生が予想される場合には、観光イベント等の中止も含めた事前対応を行い、被害を最小限に留めるべく対策を行う。災害が発生した場合には、市及び関係団体は協力して事業所等の被害状況を把握し、状況に即した支援策を創設あるいは国、県に必要な支援策を要請する。

1 被害状況の把握

市は、関係団体と連携して商工業の被災状況を調査し、県に報告する。

2 商工業への支援

(1) 相談窓口の設置

県は、市と協力して、市役所等に被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。

(2) 風評被害対策

県は、市、関係団体と協力して被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。

3 観光客対策

市は、関係団体を通じて、帰宅困難となった宿泊客の状況を把握するとともに、交通の復旧状況等の情報を提供する。

第37節 応急住宅対策

■計画の方針

災害により住家が滅失した被災者で、自力で住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等への住宅の応急修理について、県に協力し、被災者の居住の安定と早期の生活再建を支援する。

1 被害住宅調査

市は、住宅及び宅地の調査を行い、応急住宅対策に関する被災者の意向を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する（災害発生から1週間以内を目途）。

- (1) 住宅、宅地の被害状況調査
- (2) 被災地の住民意向調査
- (3) 応急住宅対策（応急仮設住宅・応急住宅修理・公営住宅の特例入居等）に関する被災者の意向調査

2 建設による応急仮設住宅の供与

(1) 建設候補地の選定

県は、市があらかじめ選定しておいた応急仮設住宅の建設用地から、生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する

ただし、止むを得ない場合は、市と協力して所有者と協議し、私有地を選定する。

(2) 建設の規模等

建設の規模、費用、時期等は、新潟県災害救助法施行細則による基準の範囲内とする。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。ただし、状況に応じ、市に建設を委任することができる。その場合、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。

市は、県から応急仮設住宅の建設を委任された場合は、建築関係業者と契約を締結し、建設を実施する。住宅建設資材が不足する場合は、県にあっせんを要請する。

(4) 集会所の設置

仮設住宅におけるコミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(5) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(6) 入居者の選定及び管理

県は、応急仮設住宅の設置完了後、市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。

市は、次のとおり、入居者の選定及び管理を行う。

入居要件	<p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 住家が全壊、全焼又は流失した者</p> <p>イ 居住する住家がない者</p> <p>ウ 自らの資力では、住宅を確保することができない者</p>
入居者の選定	<p>応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。</p> <p>ただし、地域のコミュニティ等に考慮する。</p>
管理	<p>県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、運営管理に努める。</p>

3 民間賃貸住宅借上げによる供与

県は、被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて、応急仮設住宅として供与する。入居要件・供与期間は、建設型に準じる。

4 被災住宅の応急修理

市は、次を対象として、原則として建築関係業者との請負契約により、被災住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ア 災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること
- イ 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
- ウ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと
- オ 半壊の住家被害を受けた者は、世帯収入等が基準に該当していること

(2) 修理の範囲

応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

その他、費用、期間については、新潟県災害救助法施行細則によるものとする。

5 公営住宅の特例使用

市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。

対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。

6 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

県は、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定に基づき、民間賃貸住宅の紹介・あっせんを行う。

第38節 ボランティアの受入れ計画

■計画の方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、魚沼市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

1 ボランティアセンターの設置

魚沼市社会福祉協議会は、魚沼市小出ボランティアセンター内にボランティアセンターを設置する。

また、地域での拠点が必要な場合は、地区の公共施設等に活動拠点を開設する。

2 ボランティアセンターの運営

魚沼市社会福祉協議会は、市や支援団体と協議し、支援体制について調整してボランティアセンターを運営する。

ボランティアセンターの活動は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動についてはその自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) ボランティアセンターの運営や被災地のボランティア需要の把握(2) 関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信(3) ボランティア人員の調整(4) ボランティアの受入、登録(5) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分け(6) その他、ボランティア需要に基づいた活動 |
|---|

3 市の支援

市は、情報、必要資機材の提供など、ボランティアセンターの活動への支援を行う。

また、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報共有の場を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、市の活動と連携をとった被災者支援が展開できるよう努める。

第39節 義援金の受入れ・配分等

■計画の方針

大規模災害による被災者に対し、市内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法を定め、确实、迅速に被災者に配分するとともに、市への寄附金についても、その受入体制等を定める。

1 義援金

(1) 義援金の受入の周知

市は、振込金融機関口座及び受入窓口を設定し、市ホームページ及び報道機関等を通じ周知する。

(2) 義援金の受入及び保管

市は、寄託者等へ領収書を発行し、歳入歳出外現金の「災害義援金」の口座に入金し、歳入歳出外現金の災害義援金として管理する。

(3) 義援金の配分

市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会の委員は、魚沼市社会福祉協議会、魚沼市民生委員児童委員協議会等の関係団体の中から選任する。

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性、迅速性、透明性を確保しながら、配分対象、基準、時期、方法等を定めた配分計画を決定する。

2 寄附金

市は、市への寄附金について、振込金融機関口座及び受入窓口を設定し、市ホームページ及び報道機関等を通じ周知する。

第40節 建物等の被害調査

■計画の方針

被災者支援策と関連する「り災証明書」の早期交付のため、災害発生後、被害を受けた建物等の被害調査を迅速かつ的確に実施し、円滑な被害認定業務の実施を図る。

1 被害情報の収集

市は、建物等の被害概況を把握する。

2 調査実施体制の構築

市は、調査にあたって次の体制を構築する。

(1) 調査体制の構築

- ア 市役所等に実施本部（調査拠点）を設置する。
- イ 建築士会等の建築関係団体の協力により調査員を確保する。
- ウ 不足する場合は、県に応援調査員の派遣を要請する。

(2) 調査準備

- ア 調査実施計画を作成する。
- イ 調査資機材等を調達する。
- ウ 調査地区への移動手段を確保する。
- エ 住民への調査を実施する旨の周知、広報を行う。

3 調査の実施

災害に係る被害認定については、「災害の被害認定基準（平成13年6月28日付内閣府政策統括官（防災担当）通知）」及び内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

なお、火災により焼失した住家については、消防本部が調査を行う。

(1) 判定の区分

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、被害なし

(2) 調査方法

- ア 一次調査：外観目視による全壊か否かを判断する。
- イ 二次調査：全壊以外を対象に、外観又は立入調査を実施する。
- ウ 再調査：被災者等からの申し出により再調査する。

4 り災証明書の交付

市は、市役所等において、被災者の申請に基づきり災証明書を交付する。

5 被災証明書の交付

市は、住家以外の被害について、被災者の届出に基づいて届出があったことを証明する被災証明書を交付する。

第41節 災害救助法による救助

■計画の方針

災害救助法（以下、本節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ確かな災害救助業務を実施する。

なお、市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

1 災害救助法の適用

(1) 適用基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 魚沼市の住家の滅失した世帯が、40世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、魚沼市の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、魚沼市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

2 災害救助の種類

救助の種類は、次のとおりである。詳細は、新潟県災害救助法施行細則による。

- | |
|--------------------------|
| (1) 避難所の設置 |
| (2) 応急仮設住宅の供与 |
| (3) 炊き出しその他による食品の給与 |
| (4) 飲料水の供給 |
| (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 |
| (6) 医療 |
| (7) 助産 |

- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送費
- (17) 応急救助のための賃金職員等雇上費

3 災害救助法が適用されない場合の救助

法が適用されない災害に際して、応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下、本節において「県条例」という。）及び魚沼市災害救助条例（以下、本節において「市条例」という。）に基づき、被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施するものとする。
- (2) 被害の程度が県条例に定める適用基準に該当し、県条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。
- (3) 県条例、市条例適用基準
 - ア 魚沼市の人口に応じて、次に定める数字以上の世帯の住家が滅失した場合
県条例 20 世帯、市条例 10 世帯（法 40 世帯）
 - イ 県条例適用については知事が、市条例適用については市長が特に必要と認めた場合

第4章 災害復旧・復興

第1節 民生安定化対策

■計画の方針

市、国、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

1 被災者台帳の活用

(1) 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成する。被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

ア	氏名
イ	生年月日
ウ	性別
エ	住所又は居所
オ	住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
カ	援護の実施の状況
キ	要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
ク	電話番号その他の連絡先
ケ	世帯の構成
コ	り災証明書の交付の状況
サ	台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
シ	台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
ス	被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
セ	その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 被災者情報の提供

市は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

(3) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を、台帳情報を保有する市に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- オ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

2 被災者のための相談

市は、市役所等に被災者のための相談所を開設し、必要に応じて県及び他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

3 被災中小企業への相談窓口等の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 雇用の安定

市は、公共職業安定所及び労働基準監督署が実施する次の雇用安定対策等に協力するとともに、被災者に対して迅速な情報提供を行う。

- (1) 特別相談窓口等の設置
- (2) 被災者の雇用促進
- (3) 特例措置の要請及び実施
 - ア 雇用保険失業給付の特例支給
 - イ 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (4) 労働保険料の申告・納付期限の延長

5 応急金融対策

関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、各関係機関が実施する金融対策を被災者に情報提供する。

- (1) 通貨の供給の確保
 - ア 通貨の確保
 - イ 輸送、通信手段の確保
 - ウ 金融機関の業務運営の確保
- (2) 金融上の措置
 - ア 金融上の措置の要請
 - イ 金融上の措置に関する広報

6 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

市は、県が行う生活関連物資の供給の確保及び価格の安定対策のために、必要な調査等に協力するとともに、被災者への情報提供を行う。

- (1) 調査・監視及び情報の提供
- (2) 物資の指定等

7 災害公営住宅の建設

市は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、県と協力のうえ滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

8 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市の特例措置

市は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法又は魚沼市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が市の広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。

(イ) その他の場合、納税者等の申請により、2月又は1月を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

(ア) 個人市民税

住宅又は家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(イ) 固定資産税

災害により土地又は家屋若しくは償却資産について損害を受けた場合、それぞれの損害の程度に応じて減免する。

(ウ) 国民健康保険税、介護保険料

災害により家屋等に被害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(エ) 保育料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

(2) 国及び県の特例措置

国及び県の実施する特例措置の被災者の手続き等について、迅速に実施されるよう、住民に対して情報提供を行う。

9 その他公共料金の特例措置

(1) 都市ガス事業

市は、被害の状況を見て判断をする。この場合、関東経済産業局長の認可が必要となる。

- ア 被災者のガス料金の納期の延伸。
 - イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除。
 - ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除
- (2) 水道事業及び下水道事業
- 市は、被害の状況を見て判断をする。
- ア 被災者の水道料金及び下水道使用料の納期の延伸。
 - イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。
- (3) その他事業主体が実施する事業
- 各事業主体が実施する次の特例事業について、被災者に迅速に情報提供を行う。
- ア 郵便業務(郵便物の料金免除等)
 - イ 電信電話事業（基本料金、電話移転工事費の減免等）
 - ウ 電気事業（早収期間及び支払期限の延伸、基本料金の減免等）

10 住民への制度の周知

市は、県及び防災関係機関と協力し、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

- (1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- (2) 広報車、広報紙、チラシ、市ホームページ等
- (3) 防災行政無線、ケーブルテレビ等
- (4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

■計画の方針

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

1 資金等の概略

(1) 災害弔慰金

市は、災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害死亡者弔慰金

日本赤十字社新潟県支部は、災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。

(3) 災害障害見舞金

市は、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(4) 被災者生活再建支援金

市及び県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

(5) 災害援護資金の貸付

市は、災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(6) 生活福祉資金貸付

魚沼市社会福祉協議会は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

(7) 母子寡婦福祉資金貸付

県は、母子家庭の母、寡婦に対し、被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金を貸し付ける。

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

市は、災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

(10) 天災融資制度

各金融機関等は、農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする

(12) 中小企業融資等

市と政府系金融機関及び民間金融機関は、密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図る。

2 制度の住民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、報道機関の協力により、新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

■計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

1 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

風水害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し市又は県にその状況を速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

市は、被害報告を受けた場合、集計結果を速やかに県（地域振興局）に報告する。

2 災害復旧事業

災害復旧事業は、次のとおりである。

災害復旧事業名	対象施設等
(1) 公共土木施設災害復旧事業	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業	農地・農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設
(3) 文教施設等災害復旧事業	公立学校施設、公立社会教育施設、私立学校施設、文化財
(4) 厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設等、医療施設等、水道施設、感染症指定医療機関、廃棄物処理施設
(5) 都市災害復旧事業、堆積土砂排除事業	街路、都市排水施設等（都市排水施設、公園等の施設）、市街地の堆積土砂
(6) 公営住宅等災害復旧事業	災害公営住宅の建設、既設公営住宅
(7) その他の災害復旧事業	空港施設、工業用水道施設、中小企業共同施設

3 復旧の基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を行う。

また、中越大震災の際に策定した震災復興計画及び魚沼市のまちづくりの方向を定めた総合計画を基本に災害に強いまちづくり等の中長期的な視点に立った復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係課が各々で復旧計画を策定するものとする。

なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可

能な限り改良復旧を行うものとする。

4 災害査定の促進

(1) 災害査定

市は、復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 事務手続き

市は、災害復旧事業の事務手続きは、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとする。

5 激甚災害指定の促進

市は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう県に要請する。

(1) 県が行う激甚災害（「激甚災害の指定基準」）又は局地激甚災害（「局地激甚災害指定基準」）に関する調査等について協力するものとする。

(2) 激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう県に要請する。

6 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、市は国県からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、市は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

7 住民及び関係団体等に対する情報提供

市は、住民及び関係団体に対し、広報紙、市ホームページ及びラジオ・テレビ・新聞等の放送媒体により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は担当課からも提供する。

第4節 災害復興対策

■計画の方針

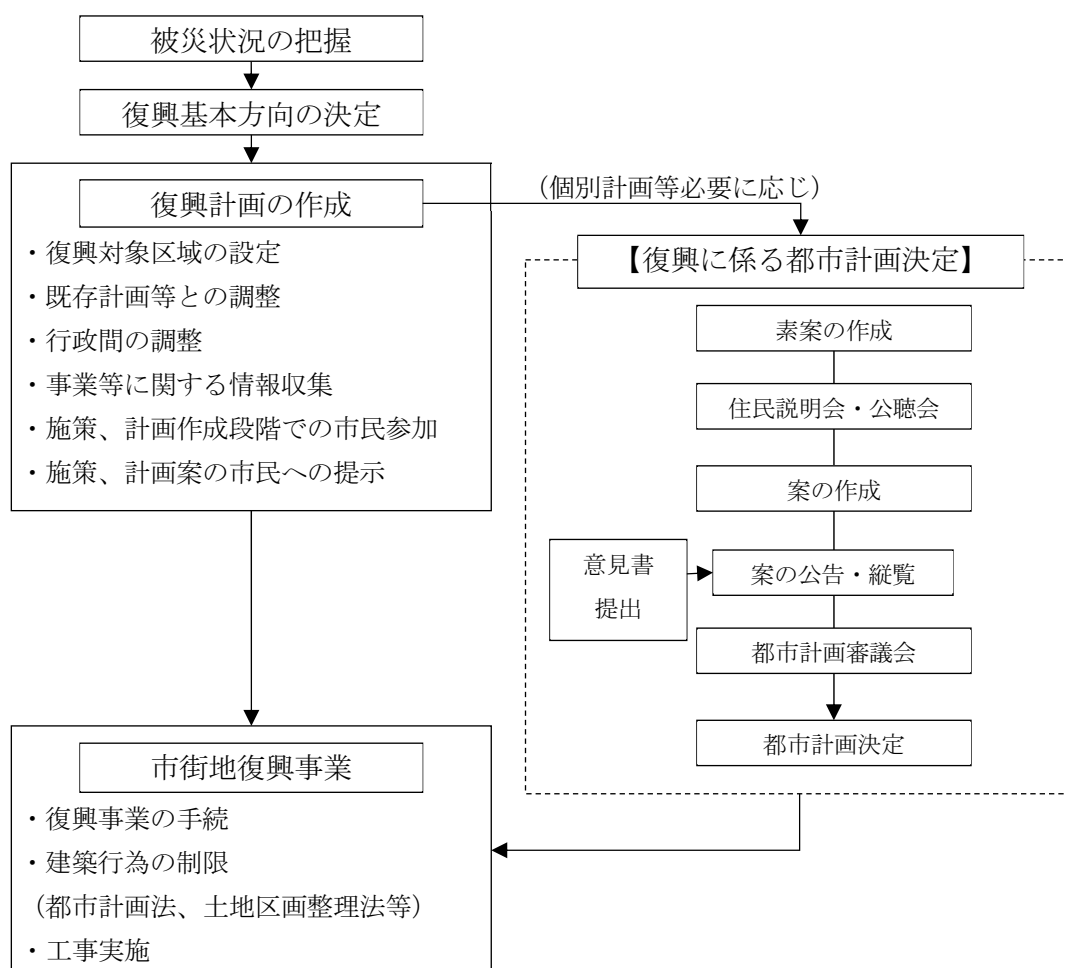
災害により被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市は迅速な原状復旧を行うとともに、中越大震災の際に策定した震災復興計画及び魚沼市のまちづくりの方向を定めた総合計画を基本に災害に強いまちづくり等の中長期的な視点に立った復旧・復興の基本方針を定める。

なお、新たに復興計画を策定する必要があると判断した場合は、住民、各種団体と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

また、住民との合意形成を図りながら、災害防止と快適で安全安心な災害に強いまちづくりを目指した効果的な復興対策、防災対策を早急を実施する。

本節では、都市計画区域の設定が行われた地域を例に復興対策の手順等を記述するが、その他の地域においても地域の自然・社会条件を踏まえ、住民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図る。計画の策定に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の観点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

1 復興計画策定の場合の復興対策の手順



2 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア 総合的な組織・体制の整備

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できる総合的な組織・体制の整備を図る。組織・体制は災害対策本部体制を基本とし、復旧・復興の進捗状況を勘案しながら、庁議において必要な組織・人員体制の整備を行うものとする。

イ 復興計画検討委員会等の設置

復興計画作成のため、自治体内部だけではなく有識者や専門家及び住民を含めた検討組織の設置を図る。

ウ 国県や自治体への協力要請

復興対策の遂行にあたり、必要に応じ国県や他の自治体からの派遣職員、その他の協力を求める。

(2) 復興基本方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案したうえで、復旧・復興の基本方向を早急に検討し、定める。

基本方向とは

ア 迅速な現状復旧

イ 災害に強いまちづくり等の中長期的課題解決も図る計画的復興等

(3) 復興計画の作成

ア 合意形成の図られた復興計画の作成

災害防止と快適で安全な都市づくりを目指し、環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。

また、住民に対し将来にわたって安全に、安心して生活できる都市のあるべき姿を明確にし、住民の合意形成を図る。

イ 上位計画等との調整

復興計画作成にあたっては、総合計画等の上位計画等との調整を図る。

ウ 大規模災害からの復興に関する法律の活用

必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

エ 計画的な復興計画の実施

災害により壊滅的な被害を受けた地域の再建については、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、速やかに実施するため復興計画のもと関係機関の諸事業を調整し計画的に復興を進める。

3 防災まちづくり

(1) 住民の合意形成

ア 住民参加による復興計画の策定

復興計画に対する住民の合意形成を図るため、住民参加による計画策定を行う。また、あわせて迅速な合意形成を図るためにも、住民に対し新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続、スケジュール、被災者サイドの種々の選択肢、施策情報等の提供や計画作成における透明性を確保する。

イ まちづくり知識の蓄積

復興計画に対する迅速な住民の合意形成を図るため、市が主体となって日頃から地域住民とまちづくりについて話し合い、災害に強い防災まちづくりのコンセンサスを得るような取り組みを行う。

ウ 合意形成の図られた復興に係る計画の策定

復興計画のうち、道路や公園等の都市施設や土地区画整理事業等の面的整備事業の計画については、住民意見の反映や透明性が確保された策定手続により行う。また、事業着手までの間の建築規制等の住民の協力を得るため、必要に応じその計画を都市計画に定める。

(2) 快適で安全な防災まちづくり

将来にわたって安全に、安心して生活できるまちづくりを進めるため、各種の都市施設や住宅が適切に配置され、快適な交通サービスが提供された「コンパクトな都市」づくりをめざすとともに、災害に強い都市基盤の整備を推進する。

ア 地域の生活・コミュニティ形成の支援

地域ぐるみで、地域の将来像を共有しながら進めるすまい・まちづくりの復興活動や、生活関連情報の提供や生活利便サービスの充実を図り地域の生活・コミュニティ形成を積極的に支援する。

イ 市街地再開発事業の活用

市街地の土地の合理的な高度利用と防災上危険な建築物の更新を図るため、被災地の市街地再開発事業を活用する。

ウ 土地区画整理事業の活用

被災地における健全な市街地の造成と広域避難路の確保を面的に整備する土地区画整理事業を活用する。

エ 防災性向上のための公共施設等の整備

(ア) 災害時の緊急物資等の輸送路、避難路、避難地、延焼遮断空間、防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備と耐震性の向上。

(イ) 災害に強いライフラインの整備。

(ウ) 建築物や災害時の避難所となる公共建築物の耐震性向上と不燃化。

(エ) 緑による災害防止機能等の向上を図るための都市緑化の推進。

オ 被災市街地復興特別措置法等の活用

被災地において、その緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用し、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、その場合都市計画に被災市街地復興推進区域を定める。

魚沼市地域防災計画（風水害対策編）

平成 19 年 3 月 7 日 策定

平成 25 年 6 月 14 日 修正

平成 27 年 3 月 18 日 修正

令和 2 年 3 月 31 日 修正

編集・発行 魚沼市総務政策部防災安全課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 130 番地 1

TEL : 025-792-1000 (代表)

FAX : 025-792-9500

E-mail : kikikanri@city.uonuma.lg.jp

